
令和2年 第105回（定例）新 温 泉 町 議 会 会 議 録（第4日）

令和2年12月21日（月曜日）

議事日程（第4号）

令和2年12月21日 午前9時開議

- 日程第1 諸報告
- 日程第2 議案第101号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について
- 日程第3 議案第102号 新温泉町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について
- 日程第4 議案第103号 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について
- 日程第5 議案第104号 新温泉町浜坂保健センター条例の廃止について
- 日程第6 議案第105号 新温泉町使用料徴収条例の一部改正について
- 日程第7 議案第106号 新町まちづくり計画の変更について
- 日程第8 議案第107号 令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について
- 日程第9 議案第108号 令和2年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について
- 日程第10 議案第109号 令和2年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について
- 日程第11 議案第110号 令和2年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第12 議案第111号 令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第13 議案第112号 令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第14 議案第113号 令和2年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第15 議案第114号 令和2年度新温泉町水道事業会計補正予算（第4号）について
- 日程第16 議案第115号 令和2年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について
- 日程第17 議案第116号 令和2年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 日程第19 意見書案第5号 激甚化する自然災害への対応と地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の更なる推進を求める意見書の提出につ

いて

日程第20 議員派遣について

日程第21 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

本日の会議に付した事件

日程第1 諸報告

日程第2 議案第101号 兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について

日程第3 議案第102号 新温泉町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について

日程第4 議案第103号 新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について

日程第5 議案第104号 新温泉町浜坂保健センター条例の廃止について

日程第6 議案第105号 新温泉町使用料徴収条例の一部改正について

日程第7 議案第106号 新町まちづくり計画の変更について

日程第8 議案第107号 令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について

日程第9 議案第108号 令和2年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について

日程第10 議案第109号 令和2年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について

日程第11 議案第110号 令和2年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第12 議案第111号 令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第13 議案第112号 令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について

日程第14 議案第113号 令和2年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）について

日程第15 議案第114号 令和2年度新温泉町水道事業会計補正予算（第4号）について

日程第16 議案第115号 令和2年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について

日程第17 議案第116号 令和2年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）について

日程第18 諮問第2号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第19 意見書案第5号 激甚化する自然災害への対応と地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の更なる推進を求める意見書の提出について

日程第20 議員派遣について

日程第21 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

出席議員（16名）

1番	池田宜広君	2番	平澤剛太君
3番	河越忠志君	4番	重本静男君
5番	浜田直子君	6番	森田善幸君
7番	太田昭宏君	8番	竹内敬一郎君
9番	阪本晴良君	10番	岩本修作君
11番	中村茂君	12番	宮本泰男君
13番	中井次郎君	14番	谷口功君
15番	小林俊之君	16番	中井勝君

欠席議員（なし）

欠員（なし）

事務局出席職員職氏名

局長 仲村祐子君 書記 小林正則君

説明のため出席した者の職氏名

町長	西村銀三君	副町長	西村徹君
教育長	西村松代君	温泉総合支所長	長谷阪治君
牧場公園園長	藤本喜龍君	総務課長	井上弘君
企画課長	岩垣廣一君	税務課長	長谷阪仁志君
町民安全課長	小谷豊君	健康福祉課長	中田剛志君
商工観光課長	水田賢治君	農林水産課長	西澤要君
建設課長	山本輝之君	上下水道課長	奥澤浩君
町参事	土江克彦君	浜坂病院事務長	吉野松樹君
介護老人保健施設ささゆり事務長	宇野喜代美君	会計管理者	仲村秀幸君
こども教育課長	松岡清和君	生涯教育課長	谷渕朝子君
調整担当	島木正和君	代表監査委員	川崎雅洋君

午前9時00分開議

○議長（中井 勝君） 皆さん、おはようございます。

第105回新温泉町議会定例会4日目の会議を開催するに当たり、一言御挨拶を申し

上げます。

議員各位におかれましては、御多用のところ御参集を賜り、厚くお礼を申し上げます。

15日夜から降り始めた大雪のために、広範囲に及ぶ停電、道路の不通、集落の孤立がありました。明かりがともらない中、情報も届かず、とりわけ高齢者世帯にあっては、寒さと不安でいかに心細かったかと心を痛めております。

また、この間、町当局の夜を徹しての復旧、支援活動に対して敬意を表します。災害は予期せず訪れるものであります。今回の大雪で、災害対応の課題が明確になったと思います。今回の反省を教訓に、時期を逸することなく、災害、住民の不安に対し、迅速かつ的確に対応できるよう日常の備えを怠らないこと、指揮命令が行き届き、機動的な体制整備を強く求めるものであります。

さて、本日は、休会中に各常任委員会が開かれ、それぞれ所管事務調査が行われましたので、その結果の報告、提出案件であります条例の制定及び改正、補正予算など、議事を進めてまいりたいと存じます。

議員各位におかれましては、諸般の議事運営に御協力を賜り、適切妥当な議決が得られますようお願い申し上げまして、開会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 皆さん、おはようございます。

定例会第4日目の開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

先週は、この時期では珍しく大雪となり、温泉地域を中心に、倒木、停電、通行止め、断水、集落の孤立など、住民の皆様には大変御不便をおかけいたしました。孤立解消は19日になされております。また、停電においては、昨日夕方、全て解消いたしました。雪シーズンはこれからが本番になりますので、これを教訓に、災害への備えを万全に行いたいと思います。

改めまして、本日の定例会は、条例案4件、事件案2件、一般会計、特別会計5件、企業会計4件に係る補正予算の審議、諮問1件につきまして御審議をお願いいたしたく存じます。議員各位におかれましては、慎重審議を賜りますようお願い申し上げまして、開会の御挨拶とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は16名で、定足数に達しておりますので、第105回新温泉町議会定例会4日目の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付しているとおりであります。

日程第1 諸報告

○議長（中井 勝君） 日程第1、諸報告に入ります。

まず、議長から報告いたします。

去る12月8日の会議以来、それぞれの会合に出席していますが、別紙の議会対外的

活動報告を見ていただくことで省略いたします。

次に、休会中の所管事務調査として各常任委員会が開催されていますので、それぞれ委員長から報告をお願いします。

初めに、総務産建常任委員会が12月14日に開かれていますので、委員長から報告をお願いします。

中村委員長。

○総務産建常任委員会委員長（中村 茂君） それでは、令和2年12月14日開催、総務産建常任委員会の報告を申し上げます。

今回の委員会におきましては、12月定例会の議案等に係る報告、協議事項について、所管課の提出資料を基に調査したところであります。対象は、牧場公園課、農林水産課、建設課、商工観光課、税務課、企画課、総務課、議会事務局を行いました。各課とも質疑のあった内容を中心に報告申し上げます。

それでは、委員会資料の順によって報告を申し上げたいと思います。資料を御準備ください。

最初に、牧場公園課であります。報告事項は2件、協議事項は1件でありました。

報告事項のうち、但馬牛博物館の増築についての内容説明があったところであります。質疑、答弁の中で、但馬牛博物館と増築建物は屋根でつなげるということであります。5か国語は準備中で、施設完成時には活用できる状況であると。また、但馬牛ファンクラブについては、約100名が125名に増加しているという状況でありました。また、博物館職員については、12月1日から着任し、学芸員資格がある方で、知識、経験とも豊富であると、そういう方でありました。また、夢竹灯籠については、湯村温泉観光協会が主催で愛宕山観光と連携し、1月の末に開催予定であると、そういう内容でありました。

続いて、協議事項であります。一般会計補正予算（第8号）であるんですが、採決の結果、異議なしで承認したところであります。詳細は、委員会資料等を御清覧いただきたいと思います。

続いて、農林水産課であります。報告事項は2件、協議事項は1件でありました。

報告事項のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業の進捗状況について、農産物販売促進が33件あるわけですが、これについては、浜坂朝市、道の駅、たじまんまの出荷手数料が主であるということ。また、道の駅に委託して実施している内容であり、恩恵農家については、現在のところ不明であるということ。これについては調査することでありました。また、ホームページ、通販農家育成に貢献できる制度として、継続してほしいという意見があったところであります。国の農業関係の持続化給付金の普及、周知、把握はできているのかについては、国の制度で、直接は周知なりはしていない、今後できることについては検討したいと、そういう内容でありました。

続いて、湯村温泉愛宕山観光の経営状況についての資料が出ました。今回の資料は、

前回委員会で口頭説明があった町と会社の関係を資料として出されたものであります。県中小企業再生支援協議会の活用ということがあるんですが、これについては国の機関で、商工会議所が業務を行っているということであります。支援に係る補正については、同再生支援協議会の相談結果の中で検討、対応したいと、そういう内容でありました。

また、愛宕山観光の所管は商工観光課ではないかという質問がありました。当時、施設整備に旧町農林課が農林メニューを活用して行った経過があり、現在も農林水産課が引き継いでいるということでありました。本日のこの資料については、何に基づいて作成したのかという質問があったんですが、会社の法人登記や旧町の資料からデータなりを拾ってきたということがありました。また、会社の出資、現在1,000万円ですが、当時の議会には行政報告で行ってきたという記録もあったと、そういうことの報告がありました。また、定款については後日提出したいと、そういう内容でありました。

協議事項については、一般会計補正予算（第8号）ですが、16ページ、都市改良費のため池整備の予算増についての質問がありました。堤体の鋼土の試験費が増になったと、そういう内容でありました。

17ページ、負担金で、狩猟期の捕獲実績についての負担金増があったんですが、当初227頭が659頭になったことによる差額ということであります。また、混交林については春来での予定であったが、採択が見送られた。また、野生動物侵入防止柵整備事業の減については、国庫補助金が確保できたために県の事業を落としたと、そういう内容でありました。また、有害鳥獣は、捕獲すれば捕獲するほど町費が必要になる、経費削減や捕獲した鳥獣の活用も検討すべきとの意見も出されたところであります。採決の結果、異議なしで承認しました。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思います。あっ、これは協議事項ですから、承認もなにもないです。そういう内容でありました。

次は、建設課であります。報告事項は1件、協議事項は3件でありました。

報告事項で、町道除雪計画についての質問であります。久斗山、安泰寺の除雪はできるのか、地元からの意見は聞いているのかという質問がありました。毎日の除雪はしないが、必要なときに実施すると。区長との話はできているということでありました。

続いて、浜坂市街地の除雪の検討についてはということ、また、機械導入の助成は周知されているのかということの質問がありました。庁舎内での全体的な検討はしている。幹線は建設課が行う。狭小部分については健康福祉課と連携し、社協の除雪ボランティア等の活用をする。また、機材の貸出しのほか、除雪機械の貸出しも検討している。機械の購入助成の要望は毎年案内しているが、浜坂自治区からは出ていないということであったようであります。

続いて、協議事項であります。一般会計補正予算（第8号）について、異議なしで承認いたしました。

続いて、議案第111号ですが、令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算についても、異議なしで承認いたしました。同じく112号ですが、温泉地

区残土処分場事業特別会計補正予算についても、異議なしで承認したところであります。同協議事項3件については、各補正予算書、また、委員会資料を御清覧いただきたいと思っております。

続いて、商工観光課であります。報告事項は1件、協議事項は1件でありました。

報告事項のうち、新型コロナウイルス感染症対策事業の進捗状況の説明がありました。げんき券交付事業での成果なり、観光プロモーションでの動画の内容はということの質問がありました。答弁で、げんき券交付事業の中で、本人確認は必須の条件で実施したものであります。周知不足もあり、利用での格差があったと。期間がもう少しあれば特別なメニューも提供できたというような声もあった。また、プロモーション事業についての長期動画は、四季を題材にしたいということ。ドローンについては、海編、山編を制作予定にしていると、そういう内容でありました。また、オンライン移住相談の参加が少ない、増の対策については、同相談は本町を指定していただくことが必要になる、多面的な取組をしながら宣伝に努めていきたいと、移住定住の独自ページも作成していくと、そういうことであります。また、事業終了も中にはあるけど、実績のみならず評価もすべきではないかということがありました。効果などを検証していきたい、商工会アンケートの結果では多くの業種で格差はあるものの回復の傾向が見られるというようなこともあって、報告されました。

続いて、補正予算の関係であります。今回、プレミアムおみやげ券事業の拡充をしたいという提案でありました。当初4,600セットを作成し、プレミアム率は20%ですが、これに2,400セットを追加し、合計7,000セットで事業を継続したいということでありました。事業費は、1,459万8,000円となるということでありました。質問の中で、おみやげ券の購入は町内、町外とも半々の利用になっていると。実績は3,926セット、85.3%の販売となっていると。集約については1週間単位で行っており、それなりの対応はしているということでありました。補正予算、採決の結果、異議なしで承認したところであります。詳細は委員会資料を御清覧いただきたいと思っております。

続いて、税務課であります。報告事項は2件、協議事項は2件でありました。

報告事項については、特に質疑はありませんでした。

協議事項1点、議案第103号、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正についてであります。国民健康保険税の減額の対象となる所得の基準について、軽減判定所得の算定において基礎控除額相当分の基礎額を、現行33万円を43万円に引き上げるというものであります。同改正は、令和3年度分以降の国民健康保険税について適用するという内容であります。採決の結果、異議なしで承認いたしました。議案第107号、令和2年度一般会計補正予算（第8号）については、異議なしで承認したところであります。協議事項の内容については、委員会資料等を御清覧いただきたいと思っております。

続いて、企画課であります。報告事項は6件、協議事項は2件であります。

報告事項のうち、情報通信機器整備プロジェクトチーム、PTの状況についての報告

がありました。来年度から準備委員会に切り替えるということで具体化されるという内容だが、現在のPTの状況が分からないと議論にならないという質問がありまして、PTの会議内容を提出したいということでありました。先に基準書、仕様書をもって提案を求めることが順当だがという質問の中で、更新するとした場合の方式について提案を取ったものであると。今後、専門家を交えて方向を絞った形で仕様書を定め、事業者の提案を求めていきたいという内容でありました。実施スケジュールが遅い、PTの時間が長い、情報化の現状を理解しているのかという質問では、防災関係に時間をかけ過ぎたということがありました。住民に参加いただき、可能な限り早めたいということでありました。それから、PTの使命は終わったのかということに対しては、残りの会議でまとめを行う、今年度解散の予定であると。基本はケーブルテレビの更新だが、アドバイザーの意見は、民間が入る部分は民間に、それ以外は行政が整備すべきとのアドバイザーの意見があったようであります。

続いて、新温泉町コミュニティ助成事業補助金交付要綱の制定についてであります。町の役割は進達であるが、町の事業決定の基準等が必要ではないかと。事業の地元負担はあるのか、また、申請はあるのかという質問がありました。基準は、自治総合センターの要綱に委ねていると。町の予算措置は、決定を待って補正対応となる。事業によっては自己負担があるが、起債の活用は検討していない。現在2件の申請があるが、内容は備品、整備の関係であるという内容でありました。

続いて、ゆめぐりエクスプレスの廃止に伴う代替案の検討についてであります。代替案は現行より30分長くなるということ、乗り継ぎ、乗換方式ですか、料金は990円が960円になるという内容でありました。岩美までの往路についてはあるが、復路の利用ができるのではないかとということについては、運行者の意見等、検討はしてみたいということでありました。また、現在、兵庫県の交通協議会の試験案についての質問がありました。答弁で、ルートについては、湯村、浜坂、岩美、鳥取のルート、日2回、日2便、11人以上の車両、料金は現状よりは少し高め、また、道の駅のバス停はできない、このような、今の試験案のようであります。

続いて、令和3年度に向けた地域おこし協力隊の取組について質問がありました。個人事業主というような形に切り替えたいという内容であるんですが、全員がこの形態になるのか、既存隊員の意見はという質問がありました。制度の選択ではなく、全員が切替えとなるということでありました。特に、現隊員の不満等、支障はなかったということでありました。新しい隊員が着任しているが、紹介ができてない、地産地消担当だったんですが、早急に対応したいということでありました。

続いて、新型コロナウイルス感染症対策事業については、オンライン事業者の参加についての質問、また、温泉施設無料券の実績はという質問がありました。オンライン事業者については、3回の事業を考えておるということでありました。海産物2回で、現在、対象のネット販売者を調査してるということ。また、畜産物については1回、多分

但馬ビーフでしょうかね、事業者と調整してるという内容でありました。また、無料券については、11月末段階で、レクセン29枚、ユートピア133枚、保養荘74枚、ゆーらく館1,101枚、薬師湯851枚、リフレッシュ館776枚、昆虫化石館144枚、以命亭115枚、夢千代館1,105枚という状況、中間の状況だということでありました。

続いて、おんせん天国カフェの状況についてであります。いろいろ検討された結果が出てきとったんですが、内容が別のものになった気がする、中心的な目的は何だったのか、空き家対策なら湯村だけではない、議案に対する認識が甘い、一度取り下げてはどうかというような意見が出てきたところであります。答弁では、地域の関わりや金の流れを整理し、実質の協力隊事業としてきた。空き家対策は別途検討をすべきであり、今回の事業は協力隊事業から見てほしいということでありました。

協力隊員のためにならないのではないかとということがありました。当初の予算づけの下で、募集段階から十分に隊員については説明し、了解して、研修も積み上げておると。3年後の位置づけも理解されている、隊員のよい研修になっているという報告がありました。

また、法人化を検討するとあるが、夢公社に委託してはどうか、直営もあるという質問の中では、NPOを想定している、確定ではないが、隊員は卒業後、脱会し、次の隊員が加入する仕組みを考えている。運営主体の協議会は、年度末までに隊員のみに行きたい。法人化は4月1日に切り替えていきたい。従来地域ではできなかったことが、協力隊が取り組むことによって可能になった。地域、隊員、町がウィン・ウィンの関係をつくっていきたいという答弁でありました。

また、進めてはいけない事業だと思える。町並み議論から発生してきたが、地元も安易な立場ではないかと、隊員のためにはならないというふうな質疑がありました。町長の答弁がありました。いろんな考えがあるが、活性化のきっかけを協力隊事業で行いたい。隊員にとっても腕を磨くことができる、そういう視点で見てほしい。今後の必要な見直しについて行っていきたいという答弁でありました。

協議事項であります。議案第106号、新町まちづくり計画の変更についてであります。提案理由としては、合併特例債の発行期間の延長に伴い、新町まちづくり計画を変更し、総合的かつ計画的な行財政運営を行うもので、具体的には、計画期間を5年間延長し、令和7年度までに必要な合併特例債の発行を可能にするという内容であります。異議なしで承認したところであります。

続いて、議案第107号、一般会計補正予算については、採決の結果、可否同数のため、議会委員会条例第16条の規定により、委員長が本案に対して採決するということとなり、可といたしました。よって、本案は、委員会としては承認されたものであります。各協議事項については、詳細を御覧いただきたいと思います。

続いて、総務課です。報告事項3件、協議事項4件であります。

報告事項については、特に質疑はありませんでした。

協議事項について、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の増減及び規約の変更についての内容については、令和3年4月1日付、同組合員の加入及び脱退が発生することにより、必要な規約の変更を行うものであります。異議なしで承認いたしました。

続いて、議案102号、議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてであります。今回の提案理由は、公職選挙法の改正に伴い、町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の自動車、ポスター、ビラ等、公費負担を行うため、条例を制定するものであります。前回の委員会にも資料提出があり、説明がなされていたものであります。採決の結果、異議なしで承認いたしました。

続いて、一般会計補正予算であります。6ページ、債務負担行為の補正の内容は記念事業であるが、この方法しかないのかという質問に対して、現年で予算措置し、繰り越しするという方式もあるが、ずれ込むものでもないところである。また、4月実施であるため、債務負担がベストであるという答弁でありました。追加で、厳格な予算の扱いであり、すばらしいという意見がありました。ほかの課も同様にすべきであるということが出されました。総務課長から、十分に気をつけて予算編成をしたいという内容でありました。

次、指定管理者の支援金の中身についてですが、指定管理者協定書に基づき、指定管理者施設10施設の減収を調査し、支援するものであると。特に異議なしで承認いたしました。協議事項については、委員会資料等、御清覧いただきたいと思っております。

次に、諮問第2号がありました。人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてですが、既に12月16日に、提案者の内容等、ペーパーで配付するということでありました。

次に、議会事務局であります。協議事項は1件であります。一般会計補正予算についてですが、異議なしで承認したところであります。委員会資料を御清覧いただきたいと思っております。

その他、令和3年度新温泉町商工会並びに中小企業振興施策に係る要望についてですが、要望書について意見を求めたところであります。特に意見はなく、この要望については、町長に対し適切な対応をするよう要請するものであります。その旨、議長に報告するところであります。

最後に、閉会中の継続審査におきましては、10項目を議長に提出することにいたしました。

以上、長くなりましたが、総務産建常任委員会の報告とさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 委員長報告が終わりました。

委員長報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。御苦労さまでした。

次に、民生教育常任委員会が12月16日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いいたします。

宮本委員長。

○民生教育常任委員会委員長（宮本 泰男君） 失礼いたします。民生教育常任委員会の報告をいたします。

会議規則第76条の規定に基づき報告いたします。

開催日時は、令和2年12月16日に行いました。所管事務調査は6課ありました。こども教育課、生涯教育課、町民安全課、健康福祉課、上下水道課、公立浜坂病院でありました。事務調査内容につきましては、報告事項及び協議事項であります。

各課の事務調査内容を報告をいたします。なお、質疑のあった案件について御報告をいたします。

まず、こども教育課です。報告事項は5件ありました。

1件目、新型コロナウイルス感染症対策事業の進捗状況についてであります。質疑がありました。タブレット端末使用の学習と従来の指導要領と変わりはないのかという質問に対しまして、ソフトウェアは民間業者が作成するが、学習指導要領、教育内容は変わらないという答弁がありました。

次に、タブレット端末、ネット環境のない家庭、要望しない家庭対策をどうするのかという質問に対しましては、ルーター使用料等、説明会をし、理解を求めていくという答弁がありました。

次に、スクールサポートスタッフは感染症対策の一環で配置されたと理解しているが、各学校職員の負担軽減につながっているとの報告があった。今後も教職員の働き方改革の目的で、配置を継続することはできないかという質問がありました。答弁に、県にも支援を働きかけ、町としても今後も継続していきたいとの答弁がありました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、新温泉町立学校事務職員の職務に関する要綱の一部改正をするという説明を受けました。報告内容は、学校教育法の一部改正、学校事務職員が学校組織における唯一の総務、財務等に通じる専門職として、より主体的、積極的に学校運営に参画することが求められているという中で、市町組合立学校事務職員の基本的な考え方、標準的職務領域の内容を示されまして、そのことを受けて、令和2年11月30日に新温泉町教育委員会において、要綱の一部を改正されたとの報告を受けました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、浜坂認定こども園の整備候補地の選定状況について報告がありました。報告内容としましては、これまでの比較選定候補地22か所について、担当課において、5つの視点に基づき、3つのエリア、現在地周辺、JR南側、役場周辺ごとに一、二か所まで絞り込んできました。今後、比較精度を高めるべく、配置計画、概算事業費、事業ス

スケジュールや課題についての対応方針を整理し、必要に応じてコンサルへ依頼、教育委員会において庁舎内会議を開催する中、最終候補地の選定に取り組んでいく。また、時期を見極めながら、地権者との交渉、跡地利用計画等についても考慮し、早期に議会に提案、協議したいという報告説明がありました。

質疑がありました。町長の一般質問の答弁で、委員会で候補地を公表するとの発言でしたが、なぜできないかという質問に対しまして、今後、町長は、内部検討をして3つのエリアに絞り込んでいるところであり、本会議でおわびしたいという答弁がありました。次の質疑で、現時点での候補地は何か所か、いつまでに絞り込むかという質問に対しまして、今後見直しがあるが、現時点で4か所に絞っており、年度内をめどに最終候補地を絞り込みたいという答弁がありました。次に、住民や子供たち、保護者の望む、喜ばれるこども園の整備を早くしてほしいという質問に対しまして、答弁として、今までどおり様々な角度から引き続き検討していくと答弁がありました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

4件目に、コミュニティ・スクール、地域学校協働活動の推進に関する経過及び今後の取組について報告がありました。コミュニティ・スクールと地域学校協働活動の一体的推進に向け、導入検討方法を決定し、準備を進める。年度内に、学校運営協議会規則、また、地域学校協働活動推進員、設備要綱の制定の準備、教育委員会、社会教育委員会、校舎長会等について理解を深めていくという説明がありました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、5件目、報告事項が1件、以上であります。

協議事項が1件ありました。令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）についてであります。委員会として了承しました。

次に、生涯教育課であります。報告事項4件ありました。そのうち、令和3年の新温泉町成人式について説明がありました。報告内容としましては、1月10日に開催予定の成人式は、新型コロナウイルス感染症拡大のため延期すると。案としましては、日時は令和3年5月2日、13時から15時30分まで。会場は、新温泉町文化体育館夢ホール。質疑がありました。日程変更のいきさつについて質問がありました。答弁として、夢ホールが完成したところでやりたい。また、盆も考えましたが、5月2日で実行委員会も了解しているという答弁がありました。

協議事項は1件ありました。令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）についてであります。委員会として了承しました。

次に、町民安全課でございます。報告事項が4件ありました。新温泉町国土強靱化地域計画の策定について、この計画書は82ページにわたる膨大な資料、計画書でありますので、概要について説明を受けました。その内容につきましては、委員会資料を御清覧いただきたいと思います。計画期間につきましては、令和2年度からおおむね5年間とするという説明を受けております。

次に、協議事項は1件ありました。令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）についてであります。これも委員会として了承しました。

次に、健康福祉課であります。報告事項は4件ありました。新温泉町子育て支援センター実施要綱についてであります。報告内容といたしましては、妊産婦及び乳幼児の実績を把握し、妊娠、出産、子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療または福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施設と子育て支援施設との一体的な提供を通じて、乳幼児の健康の保持増進に包括的に支援を行うことを目的として、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築するものを目的とするという説明を受けました。詳細は委員会資料を御清覧ください。

次に、新型コロナウイルス感染症に伴う傷病手当金の適用期間の延長について。内容は、新温泉町国民健康保険の条例附則で、令和2年12月31日を令和3年3月31日まで延期するという内容であります。

次に、障害者グループホームの建設について報告がありました。建設予定地として、隣接企業から用地の交換の提案があり、今後の予定として、ぷろじえくとP l u sが12月19日の理事会で協議するとの報告を受けております。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項は6件ありました。新温泉町浜坂保健センター条例の廃止について、提案理由として、公立浜坂病院の感染症対策に係る機能充実を図るため、条例を廃止する。委員会として了承しました。

次に、新温泉町使用料条例の一部改正について。提案理由は、新温泉町浜坂保健センター条例の廃止に伴い、所要の改正を行うものであるということであります。委員会として了承しました。

次に、令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）について、委員会として了承しました。

次に、令和2年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、また、次に、5件目の令和2年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、6件目の令和2年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、委員会として了承しました。

次に、上下水道課であります。報告事項が1件ありました。お手元の資料を御清覧ください。

協議事項は3件ありました。1件目、令和2年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）について、委員会として了承しました。2件目の令和2年度新温泉町水道事業会計補正予算（第4号）について、委員会として了承しました。3件目の令和2年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について、委員会として了承しました。

次に、公立浜坂病院介護老人保健施設の所管事務調査であります。

1件目、報告事項が4件ありました。公立浜坂病院内における新型コロナウイルス感染症の発生についての報告を受けております。発生日は12月8日。対策としては、外来診察の休止、12月9日から10日、2日間。対策としましては、濃厚接触者に該当しない関係職員のPCR検査を実施した。また、院内消毒をした。外来診察の再開は、12月11日に再開した。PCR検査の陰性結果の確認と、病院消毒完了の確認を行ったという報告を受けました。質疑として、今回の感染者の発生は、町民は大変ショックを受けた、再発防止対策はどうするのかという質問に対しまして、健康管理、感染地への不要不急の外出自粛等、新型コロナウイルス感染症対策分科会の提言の取組の強化を図ることを徹底したとの答弁でありました。

次に、新型コロナウイルス感染症対策について、発熱外来の実施状況について、4月から11月までは50人実施したと。リモート面会の利用状況については、10月から11月に11人利用をされており。

3件目の公立浜坂病院の診療体制の強化ということで概要説明がありましたが、感染症の発生段階に応じた柔軟な施設運用、待機、隔離を可能とするため、既存施設の病院施設への転用により、効率的な診療体制の強化と利便性の向上を図るのを目的で、現在、健康福祉課との協議により、新温泉町浜坂保健センターの転用について協議を進めておるとの説明を受けました。

個人未収金の過年度分の収納状況についての報告がありました。質疑で、古い案件は何年ぐらいのものがあるか、また、時効対策、援用手続等、情報提供、死亡、居所不明等が適切に処理されてるかという質問に対しまして、古いものは平成12年度のものがある。時効にならないよう適切処理し、援用情報は折衝中に適宜行くと。未納者の居所、生存状況等の調査に基づく個別台帳を整備すると。また、電話等による催促、訪問し、徴収に努めます。時効後の処理は、法律に基づき処置するというような答弁を受けております。詳細は委員会資料を御清覧ください。

協議事項は1件ありました。令和2年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）について、委員会として了承しました。

その他の事項で、要望書が1件ありました。新温泉町社会福祉協議会からの要望書であります。要望内容につきまして、多額の金額です。また、要望事項も多岐にわたりますので、精査する必要があるとの意見があり、次回開催予定の委員会に新温泉町社会福祉協議会会長の出席を求めることで決定をしました。

次に、意見書の提出についてであります。内容は、激甚化する自然災害の対応と地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の更なる推進を求める意見書であります。審査の結果、委員会として了承しました。

閉会中の継続調査の申出についてであります。閉会中の継続調査申出については、配付の申出書のとおり、1から9までの事件について、会議規則第74条の規定により、議長に提出することを委員会として了承しました。

以上、民生教育常任委員会の報告といたします。

○議長（中井 勝君） 民生教育常任委員長の報告は終わりました。

委員長の報告のうち、協議事項について質疑があればお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。これをもって終了とします。

宮本委員長、ありがとうございました。

次に、議会運営委員会が12月10日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

谷口委員長。

○議会運営委員会委員長（谷口 功君） 失礼いたします。12月10日に、本会議終了後に議会運営委員会を開催をいたしました。協議事項2件であります。

第1に、人事案件の採決の方法について、議運で協議するという申合せになっておりました。日程第20、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、投票とすることといたしました。それから、閉会中の継続審査の申出について3項目を確認し、議長に申し出ることといたしました。以上であります。

○議長（中井 勝君） 谷口委員長、ありがとうございました。

次に、議会広報調査特別委員会が12月10日に開かれておりますので、委員長から報告をお願いします。

阪本委員長。

○議会広報調査特別委員会委員長（阪本 晴良君） 失礼いたします。議会広報調査特別委員会の報告をいたします。

開催日は、去る10日、本会議終了後、議運が終わった後に開催をいたしました。第61号の議会だよりの発行について協議いたしました。発行を来年の1月28日木曜日に予定をいたしております。一般質問や討論の原稿依頼を、本日21日に、極力議事録をつけて行う予定といたしております。よろしくをお願いします。

つきましては、締切日を年明けの1月4日といたしますので、それぞれの原稿の提出を御協力をお願い申し上げます。今回は特に、検討しますの答弁の追跡調査の関係を2件取り上げることといたしております。内容は、4月28日以後に出生した新生児の10万円の給付事業と、それと、ゆめっこ認定こども園の壁画の修理についての関係の2件を掲載予定といたしております。

以上、議会広報調査特別委員会の報告とさせていただきます。

○議長（中井 勝君） 阪本委員長、ありがとうございました。（「議長」と呼ぶ者あり）

暫時休憩します。

午前9時52分休憩

午前 9 時 5 3 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

14 番、谷口功君。

○議員（14 番 谷口 功君） 先ほど議運の報告の中で、人事案件採決方法についての日程番号第 20 と報告したんですが、今日の議事日程表では第 18 となっておりますので、議案書に基づいて報告いたしましたので、申し訳ありません、訂正をお願いします。

○議長（中井 勝君） そのように取り計らいたと思います。

次に、町長から報告があったらお願いをします。

○町長（西村 銀三君） 特にありません。

○議長（中井 勝君） 以上で諸報告を終わります。

暫時休憩します。

午前 9 時 5 4 分休憩

午前 9 時 5 4 分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

日程第 2 議案第 101 号

○議長（中井 勝君） 日程第 2、議案第 101 号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和 3 年 4 月 1 日付、市川町外三ヶ市町共有財産事務組合の兵庫県市町村職員退職手当組合への加入及び北播磨清掃事務組合の解散に伴う兵庫県市町村職員退職手当組合からの脱退のため、所要の変更を御提案申し上げます。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） それでは、議案第 101 号、兵庫県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体の数の増減及び規約の変更について御説明いたします。

地方自治法第 286 条第 1 項の規定によりまして、構成団体の数の増減、規約の変更については、関係地方公共団体との協議が必要でございます。そのため、同法第 290 条の規定によりまして、議会の御議決をお願いするものでございます。

説明の都合上、審議資料の 1 ページを御覧いただきたいと思っております。規約の新旧対照表をつけております。左側が現行、右側が改正案で、アンダーラインの部分が改正箇所となっております。兵庫県市町村職員退職手当組合は、県内の全ての町と、この別表第 1 号表に掲げられております市及び一部事務組合により組織をされております。このた

び脱退となるのが北播磨清掃事務組合、新たに加入するのが市川町外三ヶ市町共有財産事務組合となっております。市川町外三ヶ市町と申しますのは、市川町、福崎町、姫路市、加西市でございます。

それでは、議案の規約本文に戻っていただきまして、附則の部分を御覧いただきたいと思っております。附則としまして、この規約は、令和3年4月1日から施行するというものでございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） それでは、質疑を終わります。

お諮りいたします。討論を省略して採決したいと思っておりますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第3 議案第102号

○議長（中井 勝君） 日程第3、議案第102号、新温泉町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、公職選挙法の一部改正に伴い、新温泉町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担を行うため、条例の制定を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、総務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 議案第102号、新温泉町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の制定について御説明いたします。

説明の都合上、審議資料の2ページを御覧いただきたいと思っております。今回の条例制定の基となります公職選挙法の一部を改正する法律概要でございます。令和2年6月12日公布となっております。

改正点は、第1として、町村議会議員選挙及び町村長選挙における選挙公営の拡大で、次の事項が条例による選挙公営の対象となります。①としまして、選挙運動用自動車の

使用、②選挙運動用ビラの作成、③選挙運動用ポスターの作成でございます。

第2としまして、町村議会議員選挙におけるビラ頒布の解禁でございます。ビラ頒布の上限枚数は1,600枚としまして、ビラの種類、頒布方法、規格等は、現行法の市議会議員選挙と同様となります。ビラの高さにつきましては、A4サイズ以内ということになります。

第3としまして、町村議会議員選挙における供託金制度の導入でございます。町村議会議員選挙について、供託金制度を導入することとし、その額は15万円とすること。供託物の没収点は、現行法の市議会議員選挙と同様とするということになります。没収点は、有効投票数割る町の議会議員定数割る10未満ということになります。

第4としまして、施行期日等でございます。六月を経過した日から施行することとなっておりますので、公布日が6月12日ですので、令和2年12月12日施行となります。

なお、この内容を整理したものが3ページの表でございます。下から2段目を御覧いただきたいと思います。町村長選挙ということで、公営の有無につきまして、選挙運動用自動車、これまではバツでございましたけども、公職選挙法の一部改正によりまして、それが公営の対象となっております。同じく、運動用ポスター、運動用ビラも同様でございます。最下段の町村議会議員選挙につきましても、選挙運動用自動車、それから選挙運動用ポスターがこれまで公営の対象ではなかったんですけども、今回の改正で公営の対象となるということでございます。それから、選挙運動用のビラの頒布につきましては、これまでは不可でございましたが、頒布が解禁となりまして、公営の対象にもなるという改正でございます。また、供託金につきましては、これまでございませんでしたが供託金制度を導入して、その額が15万円ということになっております。

それでは、議案の条例本文に戻っていただきたいと思います。新温泉町議会議員及び町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例としまして、12条立ての条例制定を予定いたしております。第1条、趣旨では、先ほど申し上げましたけども、選挙運動用自動車の使用、それからビラの作成、ポスターの作成を公費負担の対象とするというものでございます。

第2条、選挙運動用自動車の使用の公費負担では、候補者1人当たりの選挙運動期間における限度額を定める。それから、供託物が没収される候補者については公費負担はされない。以下、条例第6条、ビラ作成の公費負担、それから条例第9条の選挙運動用ポスターの作成の公費負担についても同じでございます。供託物の没収点につきましては、先ほど申し上げましたが、町議会議員選挙の場合、有効投票数割る町の議員定数割る10未満、町長選挙の場合は、有効投票数割る10未満でございます。

第3条の選挙運動用自動車の使用の契約締結の届出では、選挙運動用自動車の公費負担制度を利用するに当たり、一般乗用旅客自動車運送業者またはその他のものとの間で有償契約を締結すること、及び選挙管理委員会に対して所定の届出をする必要がある規

定を定めることとしております。この契約の締結の届出につきましては、第7条のビラの作成、それから第10条の運動用ポスターの作成についても同じでございます。

第4条、選挙運動用自動車の使用の公費負担額及び支払い手続では、選挙運動用自動車の公費負担制度を利用するに当たり、契約類型ごとの公費負担の額を定めるとしております。限度額につきましては10ページを御覧いただきたいと思っております。第1号では、一般運送契約、ハイヤー契約でございます。1日1台、6万4,500円掛ける5日で3万2,500円が上限となります。2号のアでは、自動車を借り入れた場合でございます。1日1台につき1万5,800円で掛ける5日で7万9,000円、それからイでは燃料供給契約の場合で、1日当たり7,560円掛ける5日で3万7,800円が上限となります。ウは運転手雇用契約の場合で、1日1人1万2,500円掛ける5日で6万2,500円が上限となります。

第5条は、選挙運動用自動車の使用の契約の指定。

第6条は、選挙運動用ビラの作成の公費負担でございます。

第7条、選挙運動用ビラの作成の契約締結の届出では、業者との間で有償契約を締結して、選挙管理委員会の規定に従って届出書の提出を義務づける規定を定めております。

めくっていただきまして、第8条、選挙運動用ビラの作成の公費負担額及び支払い手続では、限度額として、単価の限度額が7円51銭、作成枚数の限度額は、町議会議員選挙では1,600枚、町長選挙では5,000枚となります。

第9条は、選挙運動用ポスターの作成の公費負担。

それから第10条は、選挙運動用ポスターの作成の契約締結の届出です。業者との間で有償契約を締結して、届出書の提出を義務づける規定となっております。

第11条、選挙運動用ポスターの作成の公費負担額及び支払い手続では、限度額として、単価の限度額ということで、525円6銭にポスター掲示場数を乗じて得た額に3万1,500円を加えた金額をポスター掲示場数で除した金額、1円未満の端数がある場合には、その端数は1円とするというものでございます。作成枚数の限度額は、ポスターの掲示場数は新温泉町では175枚となります。これに基づきまして計算いたしますと、ポスターの限度額は1枚当たり2,300円となります。

第12条の委任では、条例施行に必要な手続について、選挙管理委員会の規定に作成を委ねる規定としております。

附則といたしまして、施行期日は、1、この条例は、公布の日から施行する。経過措置は、2、この条例は、この条例の公布日以後、その期日を告示される選挙について適用し、同日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例によるというものでございます。

以上、どうぞよろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第 4 議案第 1 0 3 号

○議長（中井 勝君） 日程第 4、議案第 1 0 3 号、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、地方税法施行令等の一部を改正する政令の施行に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、税務課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） それでは、議案第 1 0 3 号、新温泉町国民健康保険税条例の一部改正について、御説明をさせていただきます。説明の都合上、審議資料の 6 ページをお開きください。

国民健康保険税条例の一部改正の概要でございますけれども、平成 3 0 年の税制改正で決まりました基礎控除額相当分の基準額を 4 3 万円に引き上げる等の改正が、令和 3 年 1 月 1 日から施行されます。それに伴いまして、個人所得課税の見直しということで、給与所得控除や公的年金控除から基礎控除へ 1 0 万円の振替等を行うことにより、国民健康保険税の負担水準に関しまして意図せざる不利益や影響が生じないように、被保険者の所得等についての所要の改正を行うものでございます。

内容といたしましては、軽減判定所得の算定について、基礎控除額相当分の基準額を 4 3 万円、現行は 3 3 万円でございますが、それに引き上げるとともに、一定の給与所得者等が 2 人以上いる世帯は、当該見直し後におきましては国民健康保険税の軽減措置に該当しにくくなることから、その影響を遮断するため、給与所得者等の数の合計数から 1 を減じた数に 1 0 万円を乗じて得た金額を加える軽減判定基準の見直しをすることでございます。

下段の表を御覧ください。上段の 7 割軽減基準額でございますけれども、現行の基礎控

除額 33 万円を 43 万円に引き上げ、給与所得者等の数の合計数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額が、改正後の軽減判定基準額でございます。以下、5 割軽減、2 割軽減につきましても、それぞれ現行分に同様の改正をしたものが新しい軽減判定基準額でございます。

それでは、新旧対照表の説明をさせていただきます。4 ページをお開きください。右側の改正案を見ていただきますと、先ほど概要で説明いたしました 7 割軽減、5 割軽減、2 割軽減の改正表のとおりの内容の変更でございます。第 23 条の第 1 号が、7 割軽減の額の変更を記載しております。第 2 号が 5 割軽減額の変更、第 3 号に 2 割軽減の額の変更を記載しております。それぞれ合算額 33 万円を 43 万円に引き上げ、給与所得者等の数の合計数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加える見直しでございます。

附則の第 3 条につきましては、第 23 条の公的年金等に係る所得判定、所得基準の見直しに合わせた規定の整備を行うということになっております。主立ったところは、現行の 65 歳以上の公的年金等に係る国保税の課税の特例で、年金控除額が 120 万円プラス特例 15 万円で 135 万円の特例での控除額が、公的年金控除から基礎控除へ 10 万円の振替等の税改正で、年金控除額 110 万円プラス特例 15 万円が 125 万円の特例での控除額へ見直される整備でございます。

それでは、議案に戻っていただきまして、附則をお願いいたします。1 の施行期日で、この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。2 の適用区分は、改正後の新温泉町国民健康保険税条例の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税につきましては、なお従前の例による。

条例改正の説明は以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。25 分まで。

午前 10 時 13 分休憩

午前10時25分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

日程第5 議案第104号

○議長（中井 勝君） 日程第5、議案第104号、新温泉町浜坂保健センター条例の廃止についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、公立浜坂病院の感染症対策に係る機能充実を図るため、条例の廃止を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康福祉課長が説明をいたします。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 議案第104号、新温泉町浜坂保健センター条例の廃止について、御説明をさせていただきます。

提案理由につきましては、感染症対策に係る機能充実を図るため、新温泉町浜坂保健センターの所管を健康福祉課から公立浜坂病院に変更するために条例を廃止するものであります。施設名が新温泉町浜坂保健センターということで、昭和57年11月に建設されたものであります。鉄筋コンクリート造の二階建てのうち、1階部分ということで418.90平米、所管替えを必要とする理由としまして、感染症対策を備えた医療提供体制の強化ということで、感染対策の現状と課題としましては、病原性の高い新感染症が発生した場合、一般患者と感染を疑う患者との間に空間的分離を確保し、感染拡大を防止する医療体制の確保が必要ということであります。

審議資料の7ページをお開きいただきたいと思います。新温泉町浜坂保健センター管理規則も併せて廃止するものであります。

議案に戻りまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

日程第 6 議案第 1 0 5 号

○議長（中井 勝君） 日程第 6、議案第 1 0 5 号、新温泉町使用料徴収条例の一部改正についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、新温泉町浜坂保健センター条例の廃止に伴い、所要の改正を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、健康福祉課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 議案第 1 0 5 号、新温泉町使用料徴収条例の一部改正について、御説明させていただきます。説明の都合上、審議資料の 8 ページをお開きいただきたいと思っております。

新旧対照表であります。新温泉町浜坂保健センター条例の廃止に伴いまして、別表 1 1 を削除するものであります。

議案本文に戻りまして、附則としまして、この条例は、公布の日から施行する。

以上でございます。よろしく願いします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

9 番、阪本晴良君。

○議員（9 番 阪本 晴良君） ちょっと 1 点だけお尋ねいたします。この別表 1 1 を削るということでもありますけれども、この別表は 3 5 表までか 6 表もありますけれども、ここを後ろを繰り上げせなんだ理由ってというのが何かあるのでしょうか。もしあればお知らせいただきたいと思っております。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 使用料条例の関係につきましては、関係項目を別表を全て削除ということで、繰上げというふうな手法を取ってないということであります。

○議長（中井 勝君） ちょっと、阪本議員、マスク外して発言していただけますか。聞き取りにくいです。

9 番、阪本晴良君。

○議員（9 番 阪本 晴良君） そのことは分かるんですけども、何か、上げなかった理由がもしあれば教えていただきたいということです。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 現在の使用料徴収条例の中でも、以前に施設等の用途廃止で抹消した部分がございます。その例に従いまして、今回も該当する部分を削除し、そ

れ以降のものを繰上げをしなかったと。従前の例に従って処理したということでございます。

○議長（中井 勝君） そのほかありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第7 議案第106号

○議長（中井 勝君） 日程第7、議案第106号、新町まちづくり計画の変更についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、合併特例債の発行期間の延長に伴い、新町まちづくり計画を変更し、総合的かつ計画的な行財政運営を行うため、所要の変更を御提案申し上げるものであります。

内容につきまして、企画課長が説明をいたします。よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 議案第106号、新町まちづくり計画の変更について、御説明申し上げます。

変更の目的といたしまして、合併特例債の発行期間延長措置に伴い、新町まちづくり計画の計画期間を、現行の16年間で21年間に延長するとともに、期間延長後の合併特例債を有効活用するため財政計画を変更するもので、あわせて県事業の内容変更に伴う所要の変更を行うものでございます。

次のページに新町まちづくり計画の新旧対照表をつけさせていただいております。変更箇所にアンダーラインを加えさせていただいております。項目名といたしまして、1番目、はじめにの2、計画策定の方針の（3）計画期間でございます。2行目の平成17年度から平成32年度までの16年間で、変更後、平成17年度から令和7年度までの21年間に変更いたします。

項目名のIV、新町まちづくり施策、5、利便性とうるおいのあるまちの器づくりの中の主な県事業の枠の事業概要の一番下の県道名でございます。変更前、県道浜坂温泉線、

丸味温泉線ほかを、変更後、県道浜坂井土線、丸味竹田線に変更をいたします。

項目名Ⅶ、財政計画の1、基本的な考え方の下から5行目でございます。平成17年度から平成32年度までの16年間であるものを、変更後といたしまして、平成17年度から令和7年度までの21年間に変更いたします。

次のページでございます。3として歳入の欄を設けております。変更前、平成17年度から、その下の次のページでございますけれども、平成32年度までを現在記載しております。変更後といたしまして、平成17年度から、下のページ、令和7年度までの5か年を追加いたしております。変更後の令和元年度までは決算額、令和2年度以降は現在の財政計画に沿っております。

次のページに4といたしまして、歳出を記載しております。変更前、平成17年度から、次のページ、平成32年度までを現在記載しております。変更後といたしまして、平成17年度から令和7年度までの5か年を追加しております。歳入と同じく、令和元年度まで決算額、令和2年度以降は現在の財政計画に沿っております。

以上が新町まちづくり計画の変更でございます。以上、よろしく願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 国の施策の中で、合併特例債が5年間延長されたということですけども、実際、本町なり全国的に同じだと思うんですけども、利用可能な実質的な枠の考え方について、国の施策としてはどういうふうになっているのかお教えいただけますでしょうか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 国の施策の枠につきまして、ちょっと詳しいことは今現在手元にはないわけですが、本町といたしまして合併特例債、今後発行できる枠といたしましては約10億でございます。

○議長（中井 勝君） それでよろしいですか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） それ以上の国からの通達なりというものがないということと理解してたらよろしいでしょうか、考え方のもがないということ。あるいは制約がないということとよろしいでしょうか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 現在の考え方は、ちょっとそれ以上の制約があるかどうかということは、申し訳ございません、確認はできておりません。今回、期間延長ができるということの中で、5年間の延長をお願いしたいというものでございます。今後、計画いたしている大きな事業につきまして合併特例債が使えるということで、非常に有利なことであるので、新町まちづくり計画の見直しをさせていただきたいということでご

ざいます。どうぞよろしくお願ひいたします。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

○議員（3番 河越 忠志君） はい。

○議長（中井 勝君） そのほか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） ないようです。

お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第8 議案第107号

○議長（中井 勝君） 日程第8、議案第107号、令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）についてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、令和2年度新温泉町一般会計予算に補正の必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。内容につきまして、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。

なお、ここでおわびを申し上げます。このたびの一般質問におきまして、池田副議長の質問に対し、認定こども園の場所、3か所をその後の委員会で御報告をさせていただき、このように答弁をさせていただきました。その後の担当課との協議の中で、具体的な場所を明示することによって、地権者との関係、いろいろな今後の交渉に問題が生じないか、そのような意見がありました。結果、3つの場所というよりは3つのエリア、こういう方向で委員会に報告させていただきたい、そのように変更をさせていただきました。

こういった変更をさせていただいたということに対しまして、御報告と同時におわびを申し上げます。大変申し訳ありませんでした。今後ともよろしくお願ひいたします。

以上であります。

○議長（中井 勝君） 内容説明につきましては休憩中に受けておりますので、これから質疑に入ります。

質疑につきましては、歳出、歳入、総括を全て一括で行いたいと思いますので、よろ

しく願います。

それでは、質疑をお願いします。

5番、浜田直子君。

○議員（5番 浜田 直子君） 18ページの商工振興費に関しまして、ちょっとお尋ねいたします。

G o T o トラベル、年末年始の取りやめというのは、12月14日、委員会の終了の夜、突然の発表だったので致し方ないと思うんですが、それに対しての当町での支援策、対応等は考えられてないでしょうか。豊岡市では、実際もう木曜日には支援策を取りまとめ、金曜日には正式に発表しておりましたし、具体的にはげんき券のような感じで、地元の方が宿泊、食事等をするとき支援をすると、観光業者、宿に宿泊した者に対しての減った分を地元の方たちで補充というか、そういう支援を行うというようなことを発表されています。当町でも、そういったことに対してスピード感を持って対応していただけるのかどうか、さらなる補正案、そういったようなもののお考えを教えてください。

○議長（中井 勝君） 浜田議員、質問ですね。どこの項目について質問でしょう。

○議員（5番 浜田 直子君） そういったようなお考えはないですか。

○議長（中井 勝君） 内容の質問じゃないですか。

○議員（5番 浜田 直子君） おみやげ券等に対しても、そういったような対応はないでしょうか。

○議長（中井 勝君） おみやげ券についての質問でしたけど。

水田商工観光課長。

○商工観光課長（水田 賢治君） おみやげ券の関連での御質問だと思います。プレミアムおみやげ券につきましては、今現在、実施をしております事業の拡大を今回の補正でお願いをしたいと思います。町内で困っておられる土産業者、またいろんな町内の特産物の生産業者の支援策として、今回拡充をお願いをしております。また、コロナの拡大におきまして、年末年始に帰省ができない方への贈答品にも使えるということで、今回増額をお願いをしております。また、その他のG o T o トラベルの関係の中止に伴う支援策につきましては、今まで飲食券、また町民げんき券などの実施をしてきましたが、コロナ禍における利用というのがなかなか困難だと思っております。つきましては、動向を見ながらまた対応をしていきたいと思っておりますので、よろしく願います。以上です。

○議長（中井 勝君） よろしいですか。

そのほか。

13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） 何点か質問させていただきます。歳出の9ページ、負担金補助及び交付金の中でワークスペース整備事業、それからおんせん天国推進協議会、

こういった項目がございますけども、総務産建の委員会資料、23ページですね、おんせん天国カフェのワークスペースの整備についてということで、おんせん天国室からの資料が出ておりますが、この中で、設置運営方法を主体としておんせん天国カフェ運営協議会が設置運営を行うと。町は協議会に定額補助を行うと。下のほうに550万円の根拠も出ておるわけですけども、この整備については、荒湯センターの2階につくられるワークスペースの整備だけの経費でしょうか。これを第1点、お聞きします。

それから、設置運営方法ということで、主体としておんせん天国カフェ運営協議会が設置運営を行うということですが、このおんせん天国カフェ運営協議会については、その前のページの22ページでは、外部の協力をいわゆる排除するという形になっておりますけども、これはこういう形を変えていきたいということですけども、湯区とか湯村温泉商店街振興会、湯村温泉観光協会からの推薦を受けた人たちが今後関わらないとなれば、協議会の中のそれこそ運営はどここの団体、誰が具体的にやることになるんでしょうか。

それから、先ほど申し上げましたけど、協議会に定額補助を行うということでありまして、これは一体、今後どの程度の財源が必要になるのか、その原資というのは、財源ていうのはどこから出るのか、まず、それらの点についてお尋ねをいたします。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） まず、天国カフェのワークスペース整備についてでございます。御質問のほうは、ワークスペース整備のみに行われるのかという質問でございます。基本的にワーケーションのために行うという事業に使うということになっております。

次に、天国カフェの運営についてでございます。天国カフェの運営につきましては、委員会資料の21、2ページに見直しということで考えております。

外部の協力を排除という議員の今の御質問でございましたけれども、協力につきましては引き続き行っていただきますので、中からの直接的な協力から、今度は外からの協力をいただくということになります。ただお金の関係を、その外部の組織と絶つといいますか、きれいに分けるという点からこのような見直しを行うというものでございます。

誰がという御質問でございました。4月からになりますけれども、協力隊での運営ということで考えているところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 今後の財源。

○企画課長（岩垣 廣一君） 今現在、定額補助の財源につきましては、コロナ対策を考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） コロナ対策といいますけども、定額補助を行うということになっております。一体、具体的にもう少し、コロナ対策といいますけども、いろいろありますので、具体的に何を目的に、いわゆるコロナ対策で何をしようとするのか、

その点をお尋ねをいたします。

それから、おんせん天国カフェ運営協議会なるものは、今度は構成員として地域おこし協力隊隊員に限るのかどうなのか、前は、いわゆる外部の協力ってということで各団体も入ってたわけですが、そこから推薦された方が。それから、いわゆる顧問でおんせん天国室の室長ですか、これも入ってたように思うんですけども、具体的に、今度は地域おこし協力隊だけで天国カフェの協議会は運営をされるということなんでしょうか。そうすると、協議会なるものとしては、私は本当に組織の在り方としてそれがちゃんとできるのかどうなのか。例えば、これまで言われてきたのでは、2人の協力隊員が関わるといような、そういう協議会の中にメンバーとして入るんだという話もございましたけども、それが実際に運営をしていくんだという話になるのか。私は、そうじゃなくて、おんせん天国室の職員もその中に入ってきちっと運営に協力するっていうか、そういうことをするべきだと思うんです。そうしなかったら、いわゆる協議会とはならないと思うんですけども。そこら辺のところ、どうですか。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） まず、コロナ対策についてでございます。委員会資料にコロナ対策に対する状況というのをつけさせていただいたわけでございますけれども、その中で、ワーケーションの拠点整備の事業として現在動いておりますのはログハウスカナダでございます。同等に、この荒湯でのワーケーションの事業ということで、2か所の整備ということで考えておりますので、同等の考えというふうに御理解いただきたいと思っております。

次に、協力隊のみでの活動かということでございますけれども、4月以降という形でございますけれども、そのように見直すという考えでございます。業務を活動、店舗運営を委託するという役場の立場からいたしまして、直接、直営ではございませんけれども、委託をするという立場からおんせん天国室が大に関わっていく必要があるということは考えております。ただ、あくまで直営ではございませんので、そういった委託の関係から一緒にやっていくということになるかと思っております。外部協力ではございますけれども、あくまで従来から地元の方の協力をというものは基本になっておりますので、その点については引き続きお願いをしたいという考えでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 13番、中井次郎君。

○議員（13番 中井 次郎君） ぜひ、運営協議会ですから、その点を、あるべき、いわゆる協議会の在り方を今後考えていただきたいと思っておりますけど。何か外部からの、地域の湯区だとか、そういったところの方たちがメンバーとしてこれまで入ってたんだけど、それについては、はっきり言ったら地域的にいろいろと協力するとかそういうのは当たり前前で、要は、協議会にこれまでそういう方たちの推薦した方たちが入っていたから問題が出るよという指摘もあったと思うんです。そこら辺のところを、今後4月からの、今後見直して4月からの運営ですから、協議会の在り方を再度ちょっと検討して

ほしいんです。おんせん天国室が関わったらどうかっていうことで申し上げたけども、やっぱり、例えば外部なら外部の、協議会なら協議会にふさわしい方とか、そういうことを含めて、例えば、県のあれも受けたわけですから、視察も受けて、東京のほうからもいろいろと来はったみたいですから、そういう県からの指導も受けたりだとか、そういう協議会のメンバーにそういう方も入っていただいて、協議会の在り方そのものをきちっとしたものにしていくんだという形を考えていただきたい。今のままだったら、はっきり言ったら、おんせん天国室の職員と、それから、地域おこし協力隊のメンバーで協議会はつくられるっていう解釈しかないんです。これはちょっと問題があると思っておりますので、ぜひ、そこら辺のどこ、協議会の在り方そのものをしっかりしたものとしてやっていただきたいと。そうすれば、いろんな経験も県からも得られるでしょうし、それなりの人物を、アドバイザーなりを中においていただいて、協議会の運営の在り方、組織の在り方をきちっとこの際にするべきだと思うんですけど、そういった意見についてはどう思われますか。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 4月以降、こういった形でということで皆さんと相談した上で、今現在このようにするという方向で考えております。従来、協議会という中で運営をしていくと、お金の収入が発生してまいります。こういったものがよく分からない協議会という中の運用に使われないかというような危惧があったかと思えます。前回でも、基本的に協力隊の活動でございますので、協力隊の経費のみという御説明は申し上げておりますけれども、そのところははっきりしないという点がございまして、御指摘がございましたので、その点を大きく改善したと考えております。協力隊の今の、今後のやり方の中にも記載をさせていただいておりますけれども、まず、もうけが一番ということではございません。協力隊の活動を進めるということが一番として、地域の活性化を努めるということの目的は変わりませんので、その目的にかなった運営をしていきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） この事業、非常にコロナの感染によって、人の流れ、それから人の考え方も大きく変わろうとしております。こういった中で、まちづくりの今後の移住定住に大きく貢献できる一つのきっかけづくりの要になると考えております。ぜひ、議員が御指摘のこの協議会の在り方、ただ単なる一限定地域のこのみでなく、やはり広範囲の方々の御意見を入れる必要があると考えております。それによって、町の移住定住、いろんな面における活性化につながっていくと考えますので、議員の御意見を参考にしながら、限定的な考え方でなしに、町全体の広がりを持つ一つのきっかけづくりとしてこの事業をぜひ推進してやっていきたい、そのように思っておりますので、議員の御賛同をお願いしたいと思います。

○議長（中井 勝君） そのほか。

3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） 一つは、8ページの財産管理費の中での指定管理者の支援金の積算の内訳、これはどういう形の内訳になっているのかを教えてくださいというのがある。

それと、もう一つ、今、中井議員から質問があった中で、説明いただいている中でいくと、地域おこし協力隊、お二人が主体という形でという説明だったように私は傍聴して受け取っておるわけですが、そうしていくと、例えば飲食店の営業許可、このうちのお一人がされるようなことになるのか、そうすると確定申告していくことになるのか、また、隊員が替わったときに営業許可が変わってくる形になったり、その営業の譲渡という格好になるのか、そういったことでいくと、やはり指摘されたような運営主体というものは動かない形のもので、隊員が替わられても主体が替わらなければ実際の運営が流れていくということになるかと思うので、やはり事業を進めることについては、私は致し方ないとは思いますが、ただ、運営の在り方については、これは十分に検討された中で、今町長が答弁されたように、全体の中で考えていけるような組織としてやっていくということであれば当然あり得ると思います。ただ、今から、前回の委員会で説明されたようなNPOっていうのは間に合いません。4月1日に登記完了っていうのは、ちょっとあまりにも短過ぎてできないと思うので、その辺りについても暫定的にどうするか等を含めて、少なくともスタートするまでにはしっかりとしたものをしていきたいと思っておりますけれども、その辺りについてもお聞かせいただけますでしょうか。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 議員御指摘のように、NPOというような委員会での思いも申し上げさせていただきました。ただ、期間的にやはり時間を要するというところはございます。目的として、非営利的な会社というような考えをしておりますので、必ずしもNPOにこだわるものではございません。そういった中で検討を今しているところでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 指定管理者の支援の件でございます。その内訳につきましては、委員会資料で要綱を作成させていただいております。指定管理者の中でも、指定管理料で運営をしている団体に支援をとということで、10団体を予定しております。内訳につきましては、予算計上の段階である程度、どの程度の収入の減額があったかということは把握いたしておりますけれども、手続上はそれぞれの団体から申請をいただいて、収入の減額分、それから支出の減額分、その辺りを基に支援金を交付していきたいという考えでおります。

○議長（中井 勝君） 3番、河越忠志君。

○議員（3番 河越 忠志君） ということは、大枠としては、全指定管理者等の収入の

増減を含めて把握されてて、それで足りるであろう予算が計上されたという認識でよろしいでしょうか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） はい、そのとおりでございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 21ページの非常備消防費の8節の旅費ですが、コロナ感染症防止のために式典とか夏季訓練等がなくなって出場機会が減ったために、このような減額になったと説明は受けておるんですけども、そういったコロナがない場合でも、出勤回数のトータル、実質的なですね、その辺りどういう変化になっているのか、年を追ってのそういった傾向でも分かれば、ちょっと教えていただきたいと思います。

それから、22ページと23ページの学校管理費の工事請負費のことですが、新型コロナウイルスの感染症防止ということで、蛇口を手洗いセンサーにすると説明を受けているんですが、これ、全ての学校にある蛇口を手洗いセンサーに替えられるのか、その辺りをお尋ねしたいと思います。

それから、26ページの文化体育館費の10節需用費、消耗品費です。説明書にはノベルティーグッズなどと、夢ホール改築の記念のノベルティーグッズだと思うんですが、具体的にはどういったものを考えられているか。また、その個数といいますか、数量はどれぐらいの数なのかをお尋ねします。以上、3点です。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 今回、補正で減させていただきましたのは、今御質問のとおりで、通常の団の夏季訓練等の見込まれる事業が中止になったことということでございます。

その近年の傾向ということでございますけども、手元に今資料はないわけですが、それぞれ年ごとに決算をくくっております。一般質問でも御質問いただいたとおり、団員については減少傾向にございますので、そういった関係式典の出席者、あるいは夏季訓練等の出席等も減少傾向ではないかなということで、感覚的には思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） 松岡こども教育課長。

○こども教育課長（松岡 清和君） 小・中の手洗いセンサーの関係について、お答えをさせていただきます。園の関係についても、このたび予算を計上しているところであります。学校、園を含めて手洗いセンサー、手洗いの蛇口というのは約500か所、今あります。訪問調査をする中で御要望等をお伺いをして、要望の高い手洗い場であるとかトイレ、ここを中心に、今回手洗いセンサーに交換していきたいというふうに考えておるところであります。これは、約500か所のうち、そのうちの約4分の1の127か所を交換するという計画をしているところでございます。以上です。

○議長（中井 勝君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 文化体育館費の消耗品費でございますが、具体的なものとしては、消耗品的なものを約5,000個程度考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） 6番、森田善幸君。

○議員（6番 森田 善幸君） 非常備消防費のことですが、減少傾向であるということですけど、やっぱり実態調査をやっていただいても、ほとんど家の何らかの事情で出動がほぼ不可能だというような方の人数とかを各分団、各部、班でちょっと調べて、今後の組織の在り方の検討資料とすべきであると思います。

それから、蛇口の件ですが、4分の1ということで、私、ひょっとして全部替えてしまうかなと思って、今回、こういった大雪で停電とかあったわけですけど、そういった面においては、センサーは今度作動されなくなって水が出ないというようなことになりますので、やはり原始的なアナログ的な蛇口も当然あったほうがいいと思いますし、そういった蛇口についても、前にちょっとほかの自治体の例を一定申し上げたんですけど、指でひねるような蛇口ではなしに、肘で押ししたりとか手の甲で押ししたりするような、そういった蛇口も検討していただいたら、やっぱり電気だけに頼るとこういった非常事態のときに動かない。それから、故障したらなかなか直すのが時間がかかるということもありますので、その辺りも考えて設置していただけたらと思います。

それから、消耗品で5,000個ということですけど、まだ、そういう具体的に、何か、私はこれ記念品というふうに受け取ったんですけど、ノベルティーグッズと書いてあったんで、そういうものではないのでしょうか。

○議長（中井 勝君） 小谷町民安全課長。

○町民安全課長（小谷 豊君） 一般質問の折にも、出動手当の実績等で数字をつかんでおるということで、御報告申し上げたとおりでございます。各分団におきましては、高齢化も進んでいるというような中で、家族の高齢者の方を抱えて、なかなかそういった行事だとか定例訓練に出にくいという方もいらっしゃいますけども、やはり有事の際は出るからということで、団にとどまっていたいただいて地域の協力をいただいている方もいらっしゃいます。あとは土日勤務で町外勤務という方もいらっしゃるわけですけども、やはり有事の際には駆けつけるという意味で団に残っていただいている方もございますので、それぞれ団の、そういった団員の内容等を十分分団長と協議しながら運営をいたしておりますので、そういう傾向としては調査いたしますけども、あくまでそういう出動がないから団の活動がされてないというような、そういう評価ではございませんので、その辺りの御理解もいただきたいと思います。

○議長（中井 勝君） 松岡こども教育課長。

○こども教育課長（松岡 清和君） センサーの関係です。先ほど申し上げましたとおり、当然、要望も踏まえて、用途も当然考えながら、センサーで止まるということでは使用ができないということもありますので、例えば、そこに5か所あれば2か所を替える中

で、現在計画をしているところであります。

それから、蛇口のハンドルの関係についても、当然センサーに替えていくのかハンドルにするのかという、そういった検討が出てきますので、今後そういったことにつきましては、引き続き考えてまいりたいと思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） 谷渕生涯教育課長。

○生涯教育課長（谷渕 朝子君） 文化体育館費の消耗品費でございます。ノベルティグッズとしましては、ファイル、ボールペンなどを検討しております。

○議長（中井 勝君） そのほか。

2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） まず、予算書8ページ、財産管理費の工事請負費の中で、テレワーク推進に係る本庁舎の電話交換機の更新工事というのが上がってきてると思うんですけども、それと関連して、9ページの委託料でもネットワークの構築業務委託、それから備品購入費でもタブレットの購入という形になってますが、そもそもテレワーク、具体的にどういう形で実施するというイメージお持ちなんですか。庁舎内の職員のテレワークですよ。その辺りの実際のイメージ、構想をお聞かせいただきたい。

それから、9ページの電子計算機の関係の、税務課の関係でプリンター購入、それから10ページの賦課徴収費で、コンビニ収納や電子決済という形を今後取り入れられるということですが、現在、どういう収納方法を事業者も含めて検討されているのか、また具体的にはどのタイミングでスタートするのか、その辺りをお聞かせください。

あと1点、おんせん天国カフェの関係で、委員会資料も見させていただきましたし、委員長の報告も聞かせていただいたんですけども、ちょっと再度、具体的に前回の内容と今回の内容で変わった点を説明していただけますか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） テレワークのイメージでございます。まず、一番最初に考えておりますのは、分散勤務ということを考えております。庁舎内で仮に感染者が発生したという場合の想定でございますが、やはり今の職場の中で、みんなが同じように継続して働くということが困難な場合には、想定では多目のホールであるとか、そういった場所にテーブル等を持って行って、そちらでタブレットを使って、それぞれの自席の、もともとあるデスクトップのパソコンを遠隔で操作しながらリモートワークをするというイメージをいたしております。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） 10ページの業務委託、電子決済収納導入業務につきましては、今現在の状況なり、また、今後の動向でございますけども、まず、本年につきましては、電子決済に対応できる、コンビニ収納に対応できるシステムの改修をやっていきまして、来年度1年間、準備期間といたしまして、スタートは令和4年の税金からやっていきたい。やる税目につきましては、今現在、住民個人税、軽自動車税、国保税、固

定資産税、これらの税金につきましてコンビニ収納、そしてスマホによります電子決済を行っていききたいと思います。コンビニ収納につきましては、納付書のバーコードを読んでいただいてコンビニで払っていただく。また、電子決済につきましては、ホームページから、そこにバーコード、QRコードを上げまして、それを読み込んでいただくことによりましてスマホによる電子決済を行っていただくという段取りを、今回システムを改修をして今後やっていききたいと考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 天国カフェについての前回からの内容の変更点でございます。一番大きい点につきましては、見直しの中にございますように、地域の団体から入っていただいている方を、外での協力ということで協議会そのものからは外れていただくということになります。こういった形の中で、実際に事業を行った上の収益は、そちらの団体等とは関わりがないという形を取るというところでございます。

また、9月の時点のいろんな説明の中で、売上げがたくさんになりましたら基金等という考えも上げておりましたけれども、今回の資料にもつけさせていただいておりますように、ある程度、開店の資金以外は基金を積み立てるのではなくて、実際の経費を落としていくということで考えておりますので、目的につきましては、地域振興であったり協力隊の活動は変わりませんが、お金を積み立てるのではなくて、そちらの活動のみに使って、それ以上のものができれば、当然、町からのお金自体を落としていくという考えでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） まず、テレワークの形なんですけど、大体説明でイメージ、分かりました。要は、自宅での在宅勤務という形ではなくって、庁舎関連施設を使いながらスペースを広く使って執務をされるってことですね。そうでないと、やはり個人情報関係など役所の業務では多々ありますので、その部分のセキュリティーであったり要領などの整備っていうのが必要なんじゃないかなと思っていましたので、庁舎内ってことでしたら、了解しました。

それから、電子決済に関しては、ぜひ、このコロナの中で対面する機会を少なくするっていう部分では進めていただきたい。早い段階で、できれば進めていただきたいなと思います。来年度が恐らく準備期間ということになると思いますけれども、できるだけ、ふるさと納税でもそうでしたが、扱えるサービスの種類を増やす方向で、事業者を増やす方向でやっていただかなければ、限られた事業者相手だけになってきますとやはり利便性が上がりませんので、その点を注意していただきたいと思います。

それから、天国カフェの関係なんですけど、今言われた内容っていうのは、確かにそのとおり、委員会資料の中にも書いてありました。じゃあ具体的に、今回、3か月たって出てきた中で変更しようと思っている内容は分かるんですけども、今おっしゃられた中で既に変更された部分っていうのがあるのでしょうか。例えば、今回、補助金を交付す

るんですけれども、その対象は前回と同じ、天国カフェの運営協議会になると思うんですが、中身はもう変わられてるんでしょうかね。地域の団体の方を外すという形になれば、手続上、もうできると思うんです。その辺りがもう既に変わっているのであれば、ああ、じゃあこういう方向で動くのかなっていうのが分かるんですけれども、その辺りは、変更はもう既にされているのか、それとも今後変える予定なのか。

それから、建物なんか、スペースの賃貸契約に関しても、運営協議会で代表者の名前で契約されておられたと思います。改めてこういう形に変えるっていうふうに出された以上は、もう既にそういう部分の変更などもされているのかどうか。その辺りを確認させてください。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 今後のことですので、誤解があったらいけませんので補足をさせていただきたいと思います。テレワークの考え方でございますが、まずは、第一に情報のことがございますので分散勤務、ただ、そうはいいまして、在宅勤務ということも将来的には視野に入れとかなければならないかなと思っています。その考え方につきましては、在宅勤務を奨励するというのではなくて、コロナの関係で、陰性であるけども例えば2週間在宅を余儀なくされた、しかし仕事ができない、そういう状況については国からも通達が来ておりまして、濃厚接触等により感染のおそれがある職員が勤務を継続できるように在宅勤務、テレワークを活用することというような通知も来ております。実際にするためには、在宅勤務の要領をしっかりと整備して向かう必要があると思いますけども、在宅勤務が将来的にゼロであるということではなくて、やっぱりそういうことも視野に入れる中で、まずは分散勤務という考え方でおります。

○議長（中井 勝君） 長谷阪税務課長。

○税務課長（長谷阪仁志君） コンビニ収納、電子決済によります収納でございますけども、コンビニ決済につきましては、コンビニからということは変わりませんが、電子決済によりますスマホによる収納につきましては、幅広い範囲での支払いができるよう広げていきたいと、努力していきたいと思います。以上です。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 今現在、変更されているかという御質問でございます。今現在は変更しておりません。

内容でございますけれども、今現在、この春からでございますけれども、研修等を目的に活用をさせていただいております。一番問題になりますのは、実際にそういう営業をして収入が出てくるところの議論だと考えておりますので、それに向けては来年度ということで考えておりますし、途中での今現在の代表者の変更、あるいは継続して町としても収支を行っています団体でございますので、年度替わりをもって変更させていただきたいと考えております。ただ、9月から、御指摘を受けまして、中の経理はあくまで協力隊の活動にということと、その運営に向けたというものは別にするという

やり方は今も進めておりますので、その延長で4月からきっちりとしていくという考えでございます。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 2番、平澤剛太君。

○議員（2番 平澤 剛太君） 先ほど総務課長から、在宅勤務もあり得るよという形でおっしゃいました。国や県は、直接住民に関わる機会が少ないものですから、個人情報の取扱いという部分のウエートがすごく少ないと思うんです。その中で、我々基礎自治体である町っていうのは、住民の個人情報を業務の中でべったり触る、そういった仕事を、恐らく職員、されとられると思います。ですので、在宅勤務に関してはもう少し慎重に、やればいっていいわけではないですし、できないと困る部分ではあるんですけども、取扱いの要領であったり、それから、どういう業種の職員ならばそれが可能なのかというフローをきちっと整えてやっておかないと、いざというときに対応できなくなると思いますので、その点、整備が必要だということを申し上げておきます。

それから、カフェの関係なんですけど、委員会資料などを見ますと、おおむね町が場所を整えて、地域おこし協力隊を事業者としてチャレンジショップのような形で進めるのかなと読めたんですけども、ただ、3か月あるうちに、内容というか計画の方向性だけの変更されて何も変わってない状況で再度同じ補助金の予算を上げられるというのは、動いてればいいんですけども、結局、委員会資料の中で、文書であったり口頭であったりで説明された内容以外に変更点がないというのは、今後どういう形で進められるのかなということに非常に疑問が残るというところだけを申し上げておきます。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 議員御指摘のとおり、在宅勤務については慎重に取り扱う必要があると思っております。現在、在宅勤務実施要領の素案は検討いたしておりますが、その中でも実施できる業務については限定的なものにするように考えております。知識の習得のための法令の勉強であるとか、そういった個人情報を取り扱わないようなものに限定して業務をしていただくという考え方で現在はおります。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 議員御指摘の動いていないということでございます。組織をつくって、こういう協議会の中を中心ということでは春から行っております。途中、御指摘を受けて、若干の組織の内部の変更をということで10月の委員会ではお示しをさせていただいたところでございます。しかしながら、根本的な考えの変更には至っていないという御指摘も受けまして、今回の変更となっております。確かに年度替わりということではございますけれども、こういった組織の皆さんの合意を得ておりますので、そういった形の合意を得たという文書については、早急に覚書なりを確認をしたいと考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） 9ページをお願いします。電子計算費で今質疑がありましたところですが、業務委託料、テレワーク環境業務、これ、もう少し分かりやすくもう一度説明をお願いをいたします。

次に、備品購入費、概要を見てももう少し分かりにくいですので、内容、台数とかが説明できたらお願いをいたします。

それと、今の質疑の中で、自宅に持って帰る云々とかいう話が少しありましたね。そういうことは今のところはないということですが、コロナ対策も含めていることであれば、いかに救急の場合が起こる可能性が十分にあると。要領はまだ概要しかできてないということですので、こういう機器を求めるときには、あわせて要綱、要領を用意してからすべきではなかろうかと思うのですが、いかがですか。

それと、その少し上の企画費の中のワークスペース整備事業、おんせん天国室、これ、いろいろ前回の議会のときからも続いておりますし、なかなか理解がしにくい部分がございます。私なりに頭を整理してみますと、民間の施設を借りて家賃を払い、そこを改修する改修費もこちらが見る、従業員の給料もこちらが見る。これはどういうことなのかなということを考えてみると、うがった見方をすれば、物事を突き詰めて見れば、カフェを行政が運営するということがなかなか、そこに行くんじゃないかと思えます。行政のすべき域を越えているように思うのですが、この点についていかがでしょうか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） まず、委託料につきましては、テレワークをするために兵庫県のほうがテレワーク兵庫というシステムをつくり上げております。そのテレワーク兵庫に接続するための業務の委託でございます。

それから、備品につきましては、電話交換機、それから電話機の更新が一式でございます。デジタル多機能の電話につきましては152台を予定しております。それから、一般電話機、本庁の例えば図書室であるとか応接であるとか、要はビジネスフォンの形態でないものにつきましては27台、それから、スマートフォンを30台予定いたしております。

それから、在宅勤務につきましては要領の素案はできておまして、一度法制審査会でも審査をいただき、それから、組合との関係もございまして、組合との協議もいたしているという状況で、まだ完全に制定できているという状態ではございませんが、その辺りまで協議が進んでいるという状況でございます。

○議長（中井 勝君） ついでに、在宅勤務の関係で、要綱、要領を整備してからって。

○総務課長（井上 弘君） 今申し上げましたのは、在宅勤務の関係の実施要領の件でございます。一度法制審査会にもかけて内容を少し見いただいているのと、当然職員が在宅ですということなので、組合にも協議をして、組合からも一定、こういったと

ころの改善が必要ではないかという協議はできておりますが、最終、要領の制定というところまでには至っておりませんが、進捗としてはそういうところまで進捗しているという状況でございます。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 議員御指摘の民間施設に対して公金を投じて改修を行う、また、それを協力隊のみが行って、役場が直接カフェを行政が運営するというような形は過ぎるのではないかと御指摘でございます。民間施設ということで一番の話の元は、空き家、空き店舗、空き店舗を協力隊の活動で何とかそういった活用ができないかというところから始まっておりますので、協力隊による空き店舗活用でございます。ただ、それをよそから来た協力隊に委ねるとするのはとても厳しいということがございまして、あくまで地元の支援をいただきたい、ここの中から生まれたのが今現在の協議会でございます。若干のメンバー構成は変えさせていただいておりますけれども、あくまで地元支援をいただきながら協力隊をサポートするというのが事業の根幹でございます。

こういった中でワーケーションの事業が生まれまして、特に県の事業推進でございますけれども、こういった専門家の方たちが来る中で、何か所か拠点的なものを設けるべきではないかという助言をいただきました。見ていただいた中でそういった方が御指摘、御意見としていただいたのが、これから計画しております天国カフェ、それから、ログハウスカナダでございました。こういったところをまず初めにこのコロナの事業でということの提案が、今のワーケーションでございます。議員御指摘のように、今の見直しの中でどうしても協力隊のみの運営になりますので、役場の関わりというのは強くなってくると考えております。ただ、来年から協力隊自身も個人事業主という立場で卒業に向けた取組も併せてやらせていただくという考えでございますので、その点を十分に活用させていただきながら運営をさせていただきたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 15番、小林俊之君。

○議員（15番 小林 俊之君） まず、総務課長に、もう少し委員会資料なりにその内容を詳しく今後は出していただくようお願いをしたいと思います。

要領につきましてはまだ今向かっているということですが、予算を組むときに同時にそれも併せてすると、出していくというのが一般的な考えだと思うので、今後その部分を気をつけてほしいと思います。

それと、企画課長、いろいろ苦勞されて説明をされているんですけども、どこに誰が責任を持って運営していくのか。役場ではないよ、協力隊だよ、地域のグループではないよ。協力隊はそこまで責任を負わせるのか。給料、報酬は役場が出すよ、役場では今関わっていないかあるか分からないような。結局、先ほども言いましたけれども、役場がするということでしょう。だから、前段から変わってきているけれども、前段のほうをどっかに委託をして運営してもらおうというほうが私はいいいような気がするんですけど

れども、今の段階だったら役場がすると、うがった見方をすれば役場がする。うがった見方って、変な見方という意味じゃないですよ。突き詰めていけばそこだということ言ってるんです。だから、もう少しここは熟慮すべきじゃなからうかと思いますが、いかがですか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 議員に御指摘いただきました細かい数字、それから、予算と要領をセットにということにつきましては、今後気をつけてまいりたいと思います。

○議長（中井 勝君） 岩垣企画課長。

○企画課長（岩垣 廣一君） 責任ということで、従来の形でありますと協議会が一番最後の責任を負うということになります。協議会自身に協力隊のみということになりますと、どうしても協力隊がその責任をとということになりますので、冒頭言っておりますように、非営利の会社組織にしたいというところはそういう考えの中にもあります。ただ、議員御指摘のように、役場に関わる上での責任があるんじゃないかというところがございますけれども、その点につきましては確かに協力隊自身が、役場が国の制度として行っていることでございますので、相当の責任を負うということも否認しません。そういった中でも協力隊の活動というものを重視してそのままこの活動でやっていきたいというのが今の考えでございますので、御理解いただきたいと考えております。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 総括的に2つ最初に聞きたいと思います。1つは、今議論がありましたように、今年度は年度当初からコロナ禍ということで補正予算も財源が大きく国から提起をされて、非常に予算一つ一つの積み上げが不十分なまま大づかみな予算の提案ということになってはいないかということについて、どういうふうに考えておられるのか、基本的な考え方を示していただきたい。

もう一つは、そのコロナ禍の下で経済対策中心になって、本当に住民一人一人が基本的な最低限度の生活ができてきているのか、その確認さえもできていないのではないかと。そして、この12月というのは正月を控えて全ての住民が笑顔で正月を迎えられるような、そういう施策が通年必要なわけですが、特にこのコロナ禍の下でそういう対策が迫られているのに、何ら見るべきものがないと、経済対策一辺倒といってもいいような補正予算案になっているのではないかと、その点についてどう考えているのか、基本的な考え方を示していただきたい。

具体的には、例えば民生費、この民生費の中で社会福祉について一般質問でもいたしましたけれど、生活保護世帯の皆さんがどういう生活実態にあるか、今年は早くから長期予報で大雪になるんだということが予測をされて警告はされておりました。結果として本当にこの間、大雪で停電が5日間も続くというような実態になっているわけですね。こういう下で、本当に例えばそういう生活弱者世帯に対して燃料代、灯油代を配給、現

物支給するとかというような、そういう年越し予算としての補正予算を全く検討されていないと思うんですが、その辺り、所管課はどうでしょうか。同じように、教育委員会でも、例えば独り親世帯、こういう世帯がコロナ禍の下でどういう生活実態にあるのか、きちんと把握されているでしょうか。そして、この年越しに向けて必要な手だてというのが求められていないのか、就学援助制度だけではなくて特別の手だてが要るのではないかと。この点はどのように考えておられるでしょうか。

○議長（中井 勝君） 井上総務課長。

○総務課長（井上 弘君） 予算の積み上げが十分ではない、それから、経済対策が中心になっているという御指摘をいただきました。まず、予算の積み上げにつきましては、コロナ対策、早急にやっていかなければならないということの中で、住民のニーズをいかに把握していくかということが最も大切だったと、今省みますとそういうふうに思います。そうした中で、手探りの状態ではありますけども、予算の編成の考え方としましては、やはりコロナ対策、当初はやっぱり感染防止、これが第一、その次に住民の生活対策、そして経済対策、それから新たな生活様式、こういった、大きな流れはこういう流れだと認識いたしております。予算の積み上げにつきましては、それぞれ所管課が十分過去のリサーチができてない部分があったかと思えますけども、それぞれに積み上げてきたものを予算化させていただいていると認識いたしております。

また、年越しについて住民対応の施策が必要ではないかという御指摘につきましては、今回の補正でその辺りが薄い状態にあるということは認識いたしております。ただ、今後も引き続き国のほうが1.5兆円の3次補正をいたしております。それにつきまして、どういう配分になるのかは今分かってはいませんけども、それぞれ各自治体でまた補正予算等の機会が出てくると思いますので、そういったときにまた考えさせていただきたいと思えます。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 生活保護世帯へのどういう実態にあるのかということの中で、一般質問の中でも社協のほうは緊急小口貸付けや総合貸付け等をやってるということの説明させていただきました。問合せにつきましては適切に町としましても対応させていただいておりますし、困った方がどういう相談体制なり相談窓口があるかということを探る中で対応してるという状況であります。具体的には、生活保護の人たちがどういう実態にあるかということについては、特にこのコロナに関して影響を受けたというお話はちょっと聞いてはいません。逆に仕事をされてて仕事が減ったとかいう方のほうが困ってるという実態の中で、貸付けなんかの御案内をさせていただいてる状況であります。以上です。

○議長（中井 勝君） 西村教育長。

○教育長（西村 松代君） 独り親世帯のことについてですけれども、就学援助等ではしておりますが、特別の手当てが要るのではないかという御意見なんですけれども、今現

在、具体的にどういう状態にあるかということは実際今つかめていない状況がありますので、今後実態をつかむ中で考えていかなければならないことではあると思っております。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） ぜひ、憲法25条の最低限度の生活保障というのは義務づけられているんだということを一般質問でも申し上げました。義務づけられているということは、その具体化として現状をどう把握するのかということから始まると思うんですね。私、生活保護世帯だけを指摘したかったわけじゃないんですよ。生活弱者ということを上げました。当然、独り親世帯であったりあるいは高齢世帯であったり、独り暮らし世帯であったりと。例えば独り親世帯であれば、このコロナ禍の下で本当にきちんと就業できているかどうか、あるいは一斉休校で子供たちを置いて出勤できないということがあったのではないかと、全国的にはたくさんそういう事例あるわけですね。仕事を休まなければならないという事例もあると。ですから、本当に直接的な影響がないように見えて、いろんなところでコロナの影響っていうのは弱者の生活を圧迫してきていると。そのことをどうして把握するのかと。町長は、議員がしっかり聞いて回れなんていうことをおっしゃいましたけど、それも個人情報の問題もあり、限界があるわけですね。行政として義務づけられた職務を全うしてもらいたいと。把握もできないなんていうことであれば、行政が機能していないとイコールではないでしょうか。だから、やっぱりしっかりと現状、町民の生活実態がどうなっているのかということ、本当に担当課だけで間に合わないというなら、フル動員してでも現状を把握すると、そして最低限度の生活が保障されるという町をぜひつくってもらいたいと、こういう災害が襲っているときだからこそ、そういうことをきちんと抜かりなくやるということが求められていると思いますが、どうですか。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議員のおっしゃるとおりだと、私も全くそのとおりだと思っております。現状把握に努めたいと思えますし、行政の役割は、やはり光が当たってないところ、そういったところにきっちりと光を当てていくというのが大きな役割だと思っておりますので、改めて議員の御指摘を踏まえた上で対応を考えてまいります。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） ぜひ、町長、そういう答弁をされるなら、具体的に誰がどう動くのかということまで責任を持って指示を出していただきたいと思えます。

○議長（中井 勝君） 西村町長。

○町長（西村 銀三君） そういう対応をさせていただきます。

○議長（中井 勝君） そのほか。

屋前になるんですけども、まだ、あと何人いらっしゃいますかね。今、阪本議員だけですけど、そのほかはありませんか。

じゃあ、9番、阪本晴良君。

○議員（9番 阪本 晴良君） まず初めに、13ページの児童福祉総務費で工事請負費と備品購入費が計上されておりました、説明の中で保育園3園の関係の手洗いだとか体温計だとか空気清浄機という説明だったように思いますけれども、もう1園、私立の園はどのような状況であるのか、その部分はどのような対応をされておられるのかお伺いしたいと思います。

それと、22ページ、23ページ、小学校費、中学校費の中で、テレビを購入するということが計上されておりますけれども、このテレビの使い方っていうんですか、活用方法はどのような活用をされるのか。これまでタブレットをそれぞれ個人ごとぐらいにそれこそ既に購入されるところと思うんですけれども。それと、このテレビは設置するということが、どの程度の教室に、普通教室なのか、特別教室も何ほか必要な台数があってやっておられるのか、その辺のところをお伺いしたいと思います。

○議長（中井 勝君） 松岡こども教育課長。

○こども教育課長（松岡 清和君） まず初めに、こども園の関係ですけれども、私立の関係ですけれども、これまでから絶えず補助をしながら支援をしてきているという状況があります。このたび、そういった要望を確認する中で、私立園からの要望がなかったものですから、継続した対応で賄えてるという判断をする中で、公立3園についての予算を計上させていただいたところであります。

それから、テレビにつきましては、新型コロナウイルス感染症に配慮した三密に配慮した分散学習等を進めていく必要があるということの中で、特別教室であるとか多目的スペース、こういったあたりにテレビを設置してそういった学習を進めていきたいと考えておるところであります。タブレットの関係もありますけれども、そういったものと並行しながら、今後具体的な活用については考えていく必要があるものと考えております。以上です。

○議長（中井 勝君） 9番、阪本晴良君。

○議員（9番 阪本 晴良君） 園からの要望がなかったということでもありますけれども、通ったる園児はやっぱり同じような住民だと思いますので、病気に対する対応だというふうには、コロナに対する対応だと思いますので、それぞれやっぱりその部分は、能力をどうのこうのという場合だったら別かも分かりませんが、病気に対応するための設備でありますので、均等に取り扱ってやっていくべきではないかなと思います。

それと、テレビということになると受信料が要すると思うんですけれども、ここには受信料が計上されておられませんけれども、その辺はどのような対応をされるのか、お伺いいたします。

○議長（中井 勝君） 松岡こども教育課長。

○こども教育課長（松岡 清和君） 園の関係につきましては、引き続き、絶えず校長会等もそうですし、担当者の関係でも協議をしながら進めてきているところであります。

ので、今言った御意見を踏まえて今後も継続した対応を行ってまいりたいと考えております。

テレビの受信料につきましては、設置を年度内という予定をしておりますので、令和3年度予算で計上させていただきたいと考えてるところであります。

○議長（中井 勝君） いいですか。

そのほか。ないですね。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、質疑を終結します。（「議長」と呼ぶ者あり）

1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） 本件に対して修正動議を提出いたします。

○議長（中井 勝君） 暫時休憩します。

午前11時53分休憩

午後 1時00分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

本案に対し、池田宜広君ほか2名から、お手元に配付しました修正の動議が提出されています。したがって、これを本案と併せて議題とし、提出者の説明を求めます。

1番、池田宜広君。

○議員（1番 池田 宜広君） 失礼をいたします。議案第107号、令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）に対する修正動議。

上記の動議を地方自治法第115条の3及び新温泉町議会会議規則第17条第2項の規定により、別紙の修正案を添えて提出をいたします。

議案第107号、令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）に対する修正案。議案第107号、令和2年度新温泉町一般会計補正予算（第8号）の一部を次のように修正をする。第1条中「63,207千円」を「57,707千円」に、「13,386,285千円」を「13,380,785千円」に改める。

第1表、歳入歳出予算補正の一部を次のように改める。繰入金1,215万4,000円を665万4,000円に、6億5,491万円を6億4,941万円に、合計6,320万7,000円を5,770万7,000円に、133億8,628万5,000円を133億8,078万5,000円に、歳出、補正額を5,290万8,000円を4,740万8,000円に、計33億60万4,000円を32億9,510万4,000円に、総務管理費4,809万6,000円を4,259万6,000円に、31億427万5,000円を30億9,877万5,000円に、合計6,320万7,000円を5,770万7,000円に、133億8,628万5,000円を133億8,078万5,000円に。詳細につきましては、後の資料を御清覧いただきますようお願いを申し上げます。

理由といたしましては、空き店舗の解消及びカフェ運営等に異を唱えるものではござ

いません。前回の提案内容から若干の整理は見られるものの、会計年度任用職員という公務員である身分を変更すべきであると考えております。先ほども数多く議論がありました。多くは申しませんけれども、以上の内容を再度検討すべきと思ひ、修正動議を提出をいたします。以上でございます。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから修正案に対する質疑を行います。提出者に対する質疑がありましたらお願いします。よろしいですか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 質疑はないようです。それでは質疑を終結します。

池田議員、御苦労さまでした。

暫時休憩します。

午後 1 時 0 5 分休憩

午後 1 時 0 6 分再開

○議長（中井 勝君） 再開いたします。

それでは、これから討論に入ります。討論はありませんか。

原案に対する討論ですよ、は最初です。

まず、原案に対する賛成者の発言はないですか。

〔賛成討論なし〕

○議長（中井 勝君） じゃあ、次に、原案に対する反対者の発言を許可します。ないですね。

〔反対討論なし〕

○議長（中井 勝君） じゃあ、次に、修正案に対する賛成者の発言を許可します。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 失礼いたします。修正案に対して賛成討論を行います。

当該予算は、地方自治法第210条、総計予算主義の原則に反しているのではないのでしょうか。当初予算では予算の頭出しだけをして、地域おこし協力隊員の活動支援を委託料として提出をしていました。それが9月議会では天国カフェワークスペース整備として550万円の補正予算が提案をされております。その理由として、湯村の町並みを検討する会の取組の中からコミュニティーカフェが必要だという声があり、湯村温泉街の空き店舗解消のためにも地域おこし協力隊制度の活用をして実施すべきだとしていました。10月の委員会では、対象物件は採算が合わず閉店されていたもので、地域や商店街で営業を担える状況の店舗ではないとされておりました。さらに、湯区資金の天国カフェへの流出を防ぐため、協議会会計に湯区会計を充て監督するとされておりました。この12月議会の委員会では、運営協議会から湯区、湯村温泉商店街振興会、湯村温泉観光協議会推薦のメンバーを除外し、協力隊員だけで運営する組織とするとしています。

地域おこし協力隊員の身分を来年4月から公務員たる会計年度任用職員から個人事業主として、町が直接事業委託するよう変更するとしています。

このように、事業の進め方が二転三転し、いまだに方針が確定されておられません。どうしてこの状態で予算案として議会提案が許されるのでしょうか。法第211条、第96条に照らして、これを認めれば議会の存在が問われることとなります。商売をしている方や現に喫茶店を営んでいる方も、こんなやり方はおかしいと声を上げています。何よりも協力隊員のためにもよくないと併せて声を上げられております。

このような状況の下でこの予算を通してはならない、修正すべきだということを申し上げて賛成討論といたします。

○議長（中井 勝君） ほか、討論はありませんか。

〔討論なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、これで討論を終わります。

暫時休憩します。

午後1時10分休憩

午後1時11分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

これから採決に入ります。

まず、本案に対する池田宜広君ほか2名から提出された修正案について採決をいたします。

この採決は、起立により行います。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立少数。7名であります。よって、修正案は否決されました。

次に、原案について採決を行います。

この採決は、起立により行います。

原案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（中井 勝君） 起立多数。8名であります。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

暫時休憩します。

午後1時12分休憩

午後1時13分再開

○議長（中井 勝君） 再開します。

ただいま休憩中に御協議いただきましたとおり、議案第108号から議案第116号

までの令和2年度特別会計及び公営企業会計9会計の補正予算につきましては、一括上程し、質疑、討論、採決は会計ごとに行います。

日程第9 議案第108号 から 日程第17 議案第116号

○議長（中井 勝君） 日程第9、議案第108号、令和2年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、日程第10、議案第109号、令和2年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、日程第11、議案第110号、令和2年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第12、議案第111号、令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第13、議案第112号、令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について、日程第14、議案第113号、令和2年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）について、日程第15、議案第114号、令和2年度新温泉町水道事業会計補正予算（第4号）について、日程第16、議案第115号、令和2年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について、日程第17、議案第116号、令和2年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）についてを一括議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 議案第108号、令和2年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）についてから、議案第116号、令和2年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）についてまでにつきましては、それぞれ補正を行う必要が生じたので、御提案を申し上げるものであります。

内容につきましては、休憩中に担当課長が御説明を申し上げたとおりであります。よろしく願いをいたします。

○議長（中井 勝君） 内容説明につきましては、休憩中に担当課長から受けておりますので、これから質疑に入ります。

議案第108号、令和2年度新温泉町国民健康保険事業特別会計補正予算（第4号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

議案第109号、令和2年度新温泉町後期高齢者医療特別会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。いいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第110号、令和2年度新温泉町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。

14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 次期介護計画が検討されていると思うんですが、どういう状況になっているのでしょうか。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） 介護保険計画の策定委員会ということで、今、2回終わって第3回目を、12月25日だったと思いますけども、開催する予定です。その段階で、今現在では素案ということで取りまとめを行ってる状況であります。

○議長（中井 勝君） 14番、谷口功君。

○議員（14番 谷口 功君） 現段階では、まだ見通しが報告していただけるような状況ではないということでしょうか。

○議長（中井 勝君） 中田健康福祉課長。

○健康福祉課長（中田 剛志君） まだ具体的には数字出てませんので、1月以降には出せると考えております。

○議長（中井 勝君） そのほか。ないですね。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決され

ました。

議案第111号、令和2年度新温泉町浜坂地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ありませんか。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第112号、令和2年度新温泉町温泉地区残土処分場事業特別会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。ないようですね。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第113号、令和2年度新温泉町浜坂温泉配湯事業会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。いいですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決をいたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第114号、令和2年度新温泉町水道事業会計補正予算（第4号）について、これから質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第115号、令和2年度新温泉町下水道事業会計補正予算（第2号）について、これから質疑に入ります。質疑をお願いします。ないようですね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決いたします。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

議案第116号、令和2年度新温泉町公立浜坂病院事業会計補正予算（第3号）について、これから質疑に入ります。ありませんか。ないようです。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略し採決したいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、採決します。

本案を原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本案は、原案のとおり可決されました。

日程第18 諮問第2号

○議長（中井 勝君） 日程第18、諮問第2号、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

上程議案に対する町長の提案説明を求めます。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 本件につきましては、現委員、山本緑委員が令和3年3月31日をもって任期満了となるため、後任の推薦について意見を求めるものであります。

後任につきましては、引き続き山本氏をお願いいたしたく御提案申し上げるところであります。山本緑氏は、住所は新温泉町新市507番地、昭和21年5月3日生まれで74歳、過去4期、委員を務めていただいております。このたびも委員として適任と考え、御提案申し上げるものであります。よろしくお願いいたします。

○議長（中井 勝君） 説明は終わりました。

これから質疑に入ります。質疑はありますか。ないですね。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） それでは、お諮りいたします。質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。

この採決は、無記名投票で行います。議場の出入口を閉鎖してください。

〔議場閉鎖〕

○議長（中井 勝君） ただいまの出席議員は、議長を除く15名です。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定により、立会人に5番、浜田直子君及び6番、森田善幸君を指名します。

投票用紙を配付します。

〔投票用紙配付〕

○議長（中井 勝君） 念のために申し上げます。本案に賛成の諸君は賛成と、反対の諸君は反対と記載願います。

なお、投票において、賛否を表明しない投票及び賛否が明らかでない投票は、会議規則第83条の規定により、反対とみなします。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

〔投票箱点検〕

○議長（中井 勝君） 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と名前を呼び上げますので、順番に投票願います。

○事務局長（仲村 祐子君） それでは、申し上げます。

〔事務局長点呼、議員投票〕

.....
1 番 池田 宜広君 2 番 平澤 剛太君 3 番 河越 忠志君

4 番	重本 静男君	5 番	浜田 直子君	6 番	森田 善幸君
7 番	太田 昭宏君	8 番	竹内敬一郎君	9 番	阪本 晴良君
10番	岩本 修作君	11番	中村 茂君	12番	宮本 泰男君
13番	中井 次郎君	14番	谷口 功君	15番	小林 俊之君

.....

○議長（中井 勝君） 投票漏れはありませんか。

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。浜田直子君、森田善幸君の開票の立会いをお願いします。

〔開 票〕

○議長（中井 勝君） 投票の結果を報告します。

投票総数 15 票、賛成 13 票、反対 2 票です。

以上のとおり、賛成多数、13 名であります。よって、本案は、原案のとおり同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

日程第 19 意見書案第 5 号

○議長（中井 勝君） 日程第 19、意見書案第 5 号、激甚化する自然災害への対応と地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の更なる推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

3 番、河越忠志君。

○議員（3 番 河越 忠志君） 失礼いたします。意見書案第 5 号、激甚化する自然災害への対応と地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の更なる推進を求める意見書の提出について。別紙、激甚化する自然災害への対応と地域の安全・安心を確保するための社会資本整備の更なる推進を求める意見書を、新温泉町議会会議規則第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定により、中井次郎、平澤剛太各議員の賛成を得て提出いたします。

激甚化する自然災害への対応と地域の安全・安心を確保するための社会資本の整備の更なる推進を求める意見書案。

本年 7 月豪雨では、九州地方など広範囲にわたる地域において河川の氾濫や土石流が多発し、各地で多くの人命、財産が失われるとともに、社会経済活動に大きな支障が生じました。近年、激甚化、頻発化する豪雨災害並びに近く発生が懸念される南海トラフ地震への対応など、地域の安全・安心を確保するための取組が求められています。そのため、国におかれましては、それらに対応するため、下記事項に取り組みされるよう強く要望するものであります。

内容であります。1、防災・減災、国土強靱化のための 3 か年緊急対策に続き、長期

に及ぶ大規模で抜本的な対策を行う事業など、対象事業の拡大も含めた5か年計画を策定するとともに、必要な予算を安定的に別枠で確保すること。排水機場や避難に必要な道路、橋梁等、社会基盤施設の機能を災害時にも確実に発揮させるため、継続的な施設の修繕、更新、老朽化対策に必要な予算を安定的に別枠で確保すること。安全・安心のために必要な社会資本整備を着実に推進する予算を十分に確保すること。4、広域的な大規模災害時において迅速かつ円滑な復旧等に資するため、緊急災害対策派遣隊の9割を占める国土交通省整備局員に対する実地研修など、研修の充実や定員を増やすなど、派遣や国による権限代行等が速やかに実施できる体制機能の充実強化を図ること。以上、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出する、そういう内容であります。

宛先につきましては、衆議院議長、参議院議長をはじめ、各官僚、お手元に配付されてる書類のとおりであります。中井議長より提出していただきたいと思っております。以上です。

○議長（中井 勝君） 提出者の趣旨説明は終わりました。

提出者に対する質疑がありましたらお願いします。ないようですね。

〔質疑なし〕

○議長（中井 勝君） 河越忠志君、御苦労さまでした。

それでは、質疑を終結し、討論を省略して採決したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認め、これから採決に入ります。

別紙意見書案を原案のとおり決定し、国会及び政府関係機関に提出することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、本件は、原案のとおり可決することとし、別紙意見書を国会及び政府関係機関に提出することに決定しました。

意見書の字句等の整理について、お諮りします。ただいま採択されました意見書第5号について、字句等の整理を要する場合は議長に一任願いたいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、字句等の整理を要する場合は、議長において処置することに決定しました。

日程第20 議員派遣について

○議長（中井 勝君） 日程第20、議員派遣についてを議題といたします。

お諮りします。議員派遣につきまして、お手元に配付した1件に派遣することにしたと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、議員派遣につきましては、お手元に配付しましたとおり派遣することに決定しました。

日程第 2 1 委員会の閉会中における所管事務調査の申し出について

○議長（中井 勝君） 日程第 2 1、委員会の閉会中における所管事務調査の申し出についてを議題といたします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、別紙のとおり、閉会中における所管事務調査の申出がなされておりますので、これを承認したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、申出のとおり承認することに決定しました。

○議長（中井 勝君） お諮りします。今期定例会の会議に付された事件は全て議了いたしました。よって、会議規則第 7 条の規定により、本日をもって閉会したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（中井 勝君） 異議なしと認めます。よって、今期定例会は本日をもって閉会することに決定いたします。

第 1 0 5 回新温泉町議会定例会の閉会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今期定例会は、去る 1 2 月 8 日の開会以来、本日まで、条例の制定、改正及び補正予算など重要な行政課題について審議してまいりました。審議に当たっては、議員各位の極めて熱心な御審議により、それぞれ適切妥当な結論が得られたものであり、その御精励に対し、深く敬意を表します。また、町長をはじめ執行部の皆様におかれましては、審議の過程での意見並びに提案を十分に尊重され、今後の町政運営に十分反映されるよう、強く望むものであります。

年末年始を迎えます。コロナ感染症対策、大雪など災害の対策に万全を期していただくことをお願いするとともに、町政の進展のため御努力を賜りますよう御祈念申し上げ、閉会の挨拶といたします。

町長挨拶。

西村町長。

○町長（西村 銀三君） 1 2 月定例会の閉会に当たりまして、お礼の御挨拶を申し上げます。

今期定例会におきましては、私どもの提案させていただきました議案に対しまして慎重なる御審議を賜り、厚く御礼を申し上げます。

歳末御多忙の折、寒さも一層加わってまいります。議員各位におかれましては、御自

愛の上、町政のさらなる進展に向け、一層の御支援、御協力を賜りますようお願い申し上げますとともに、御家族とよいお年を迎えられますことを心より念じ、お礼の御挨拶とさせていただきます。誠にありがとうございました。

○議長（中井 勝君） 以上をもって本日の会議を閉じます。

これをもって第105回新温泉町議会定例会を閉会いたします。御苦労さまでした。

午後1時42分閉会
